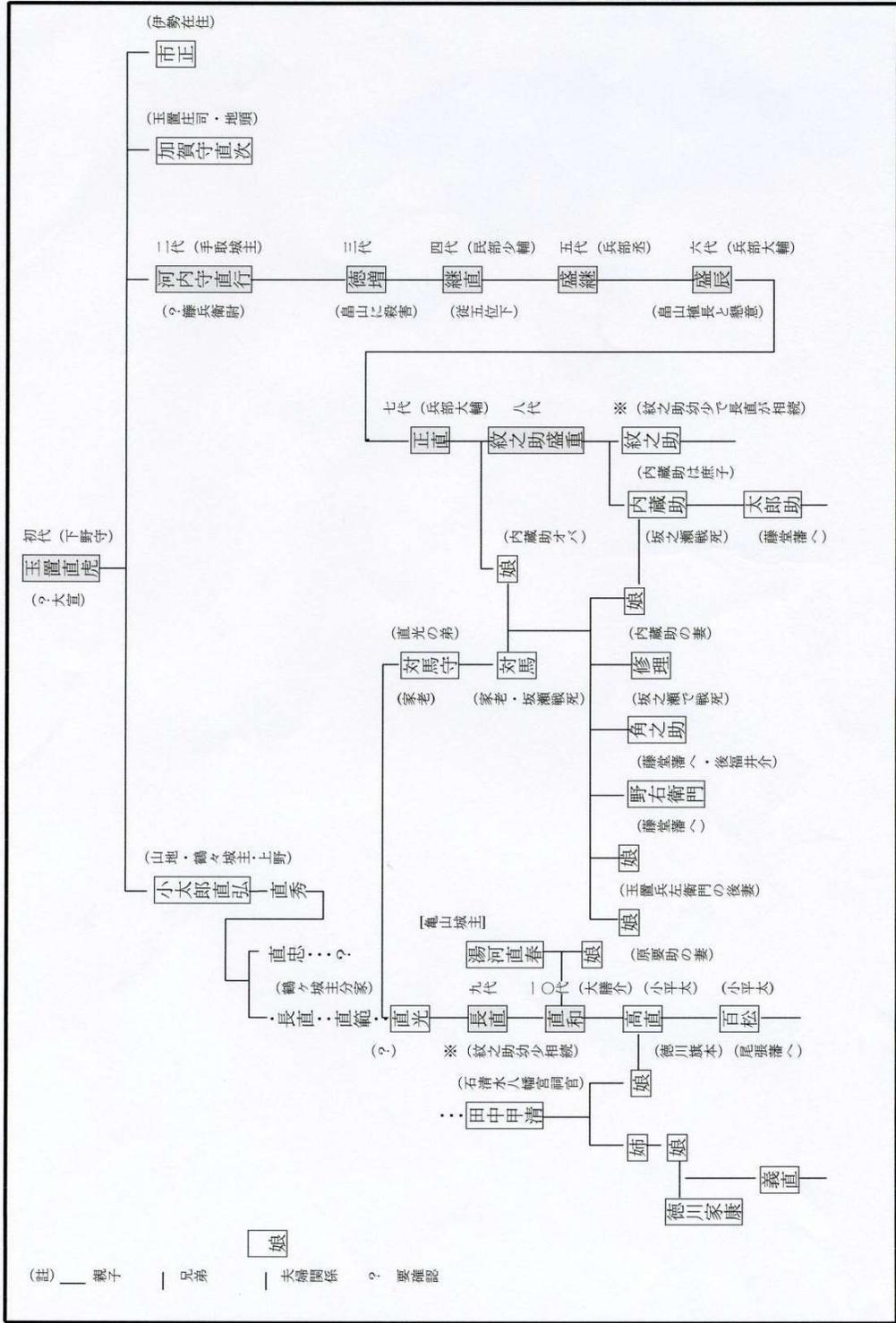


玉置一族史

清水長一郎

『玉置氏系図』

平成 21 年 7 月 25 日



序

十余年にわたって多くの人々が、懸命に努力してきた「御坊市史」全四巻も、去る昭和（一九七九年）五十四年四月、第四巻資料編二―を刊行したのに続いて、今年三月第一巻通史編を発行し、さらに第二巻通史編二と第三巻資料編二を七月頃配本して長期間の市史編集刊行の大事業を、めでたく完了する予定になっている。私は今市史編集刊行の大事業と書いたが、決して大げさに云うていのではない。全く大事業なのである。

現在、日高地方で町村史誌の編集に着手しているのは、由良町・美浜町・川辺町・南部町の四ヶ町であり、龍神村もその計画があるやに聞いている。これらの町村においては経済的には勿論、町村の総智をこれに傾注し、多くの人々の協力を得なければ、容易に有終の美を飾ることはできない。

私は先年来「川辺町誌」編集の作業に従っているが、今早春、町当局の配慮によって編集室を設けていただき、毎日出勤して専ら編集作業を進めている。そして数年来の宿願であった、御坊市丸山城の城主・湯川一族と並び称せられる、川辺町和佐手取城を本拠として日高地方に大きな勢力を振るった、玉置一族の実像に迫ろうとしている。

これまで玉置一族は天正十三（一五八五）年、羽柴秀吉の紀州侵攻の際意見を異にした、湯川直春の来攻ため四散したことだけが知られるのと、日高川筋の旧家の系図に記されているのを散見するのみであった。しかし系図となると、どうしても御家自慢になり勝ちで、どこまで信用してよいか甚だ疑わしい。どうしても第三者の筆になった史料が必要であった。

それが今まで編者の不勉強でなかなか発見できなかったのである。ところが専用の編集室を得て資料収集に専念しているうちに、これまで気づかなかった良質の史料が、いろいろな日録や史書に記されていることが、相次いでわかってきた。現在それらの資料を写し整理しているところである。

ひと口に云えば玉置氏の祖先は五百余年前、すでに足利將軍に仕え、玉置民部少輔の名で京都で活躍し、

あるいは今の滋賀県、当時の江州まで足をのばし、下って戦国動乱の時代に入っては織田信長に味方して、大坂―当時の浪速・摂津まで兵を送っているのである。また最後に手取城が落城し四散した家臣の多くが、三重県上野市の藤堂藩に抱えられ優遇をうけ、今も上野市には紀州玉置家の血脉を伝える一族が健在であることさえ明らかになった。

次回から湯川一族にくらべて知られることの少なかつた玉置一族の興亡の跡をたどってみたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(2)

「交通と公害」昭和五十六年七月十二日掲載

#### 玉置氏の発祥

玉置氏一族の家系については「紀伊続風土記」に

玉置氏の本姓は尾張連(おわりのむじ)であるとしていているから、これを史実とすればきわめて古い。「紀伊続風土記」その根拠として本宮社家玉置氏古文書をあげていが、私にはこれを肯定する史料も、否定するだけの史料もない。「紀伊続風土記」は続けて尾張連饒速日命の後裔で平姓となり、また、藤原氏となつたというから複雑である。

ともあれ玉置氏は平重盛の子資盛が立家の祖で、資盛が罪を得て伊勢の葛野に蟄居中、土地の女との間に資平という男子を設けたが、寿永の乱(一一八二―一一八四)の時熊野に逃げて玉置神社にかくれ、承久の乱(一二二二)以来、北條方となつて奥熊野から十津川にかけて八十町の地頭となつたと云われ、ほかに玉置氏の祖を奥州岩城の岩城判官で、勅勘をこおむつて熊野に流されたとする説もあるが、玉置山や平氏とのかかわりは二説とも同じである。

玉置山は十年ばかり以前、私も参拝し宿坊で一泊したこともあるが、十津川と北山川が合流する地にそびえる高峰で、古くから熊野の奥の院とよばれ崇敬されてきた山上の大社である。恐らく古代は人跡も及びぬ、鬱蒼とした原始林でこの神秘的な山容を、神として崇めたのが玉置神社の起源であろうと思われる。後に修験道が盛んになるにつれて、大峯山から熊野に至る修験者の道として多くの行者たちの信仰をあつ

め、神社も大きな宿坊を建ち強い力をもつことになったと考えられる。何かの理由で世間からかくれるのに、まことに絶好の地である。

玉置氏の先祖が尾張連であるにせよ、岩城判官であるにせよ、とにかく時の支配者から身をかくすため、玉置山に入りその神官となり、年を重ねるうちに次第に奥地の土豪化したと考えても、そう無理ではない。私の知る限りでは玉置氏の名が初めて文献にみえるのは、小島法師の作かといわれる軍記物「太平記」で、それには大塔宮護良親王の軍の通行を、玉置の庄司の軍が妨害した様子を、かなり詳細に述べている。護良親王の十津川潜行は元弘三年（一二三三）のことと考えられるから、およそ六百五十年の昔である。もうこの当時玉置一族は熊野奥地から十津川にかけてかなり強力な経済力をもっていたものと思われる。ただし岩波・日本古典文学本の「太平記」の頭註によると、この玉置氏は十津川のタマ置氏であるとしている。タマ置氏の日高進出以前の話である。

また一時「太平記」は軍記物であって、その信頼性に問題があると云われてきたが、近年、中世史専門学者の間で、時には誤りもあるが、史料的价值は決して低くはないと評価されている。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(3)

「交通と公害」昭和五十六年八月五日掲載

#### 玉置氏と平氏

前月の本紙「玉置氏の発祥」で、私は玉置氏の立家の祖は、平重盛の子資盛で、資盛が罪を得て伊勢の葛野に蟄居中、土地の女との間に資平という男の子を設け、資平が承久の乱（一一八二—一一八四）に玉置神社にかくれたと書いた。

しかし、これもたしかな史料がないようで、後世の系図作者が制作した話かも知れぬ。けれども平重盛の子資盛が伊勢に流されたというのは、これに似た事件があったことは事実で、一般に「乗逢事件」とよばれるが、いまその概畧を記すと、

嘉応二年七月三日（一一七〇）資盛、当時十歳が女車で通行中、摂政藤原基房の車と出あった。摂政のよ

うな高官と出あった時は、下車して道を譲らねばならぬのを、そのまま通ろうとしたから基房の供侍約八十人が怒って、資盛の供侍およそ三・四十人をなぐりつけ車の簾を裂いて乱暴した。

基房は帰るとすぐ平重盛の邸へ使いを走らせて謝罪したが、重盛は日頃の穏和な人に似ず怒った。

十月二十一日高倉院の御元服式があり、基房が宮中へ向かう途中を平家の家来二百人が待伏せ、車の供侍たちをなぐり髻(もとどり)を切ったため元服式がおくれ、世論が喧しくなった。重盛はやむを得ず我が子資盛を伊勢の葛野に流した。と云うのである。

この話の中で、嘉応二年七月三日に資盛の乗った女車の供侍が、基房の供侍に乱暴され、車の簾を引き破られた事、基房が帰邸後、重盛邸へ使いを出して謝罪した事、さらに十月二十一日に基房の参内に供奉した供侍か、何者とも知れぬ侍たちに襲われ、「もとどり」を切られた事、その騒ぎが京中の評判になったところまでが、「玉葉」という九条兼光卿の日記や、「愚管抄」とよぶ史書の中に、かなり詳細に記されている。「玉葉」には十月二十一日に暴行した侍たちを、平家の侍とは断定していないが、前後の事情から恐らく重盛の家来たちの仕業と考えて誤りはあるまい。

私はまだ「玉葉」の全文を通読していないため断言できないが、今までみた限りでは重盛が資盛をこの事件で、伊勢の葛野に蟄居を命じたとの記述はない。たぶん玉置氏が勢力を持つようになって系図を作る際、この「車乗逢事件」を結びつけて、家格に勿体をつけたのではないかという気がしないでもない。

ともあれ玉置氏は玉置神社の社家の出であることは間違いない。力を得るにしたがい修験者を通じて、各地の情報を収集する使いも多かったのである。こうして当時、強力な土豪のなかった日高奥地へ、ま

## 郷土雑記

### 玉置一族史(4)

「交通と公害」昭和五十六年九月十一日掲載

本誌に連載中の「玉置一族史」第三回で、「玉置氏の名が初めて文献にみえるのは太平記で護良親王の一行が十津川に潜行した元弘三年(一一三三)ごろの条である」という意味を述べた。

しかし「太平記」にはこのほかに、しばしば玉置氏の動静が記されている。例えば同書・卷十七「山

攻事付日吉神託事」の条に、「同十六日熊野ノ八庄司共、五百余騎ニテ上洛シタリケルが云々」とある。この山攻は延元元年（一三三六）六月五日から二十日にかけて、足利直義が比叡山・延暦寺を攻撃した戦いで、熊野八庄司とは湯川・玉置・新宮・安田・芋瀬・中津川・野長瀬・湯浅の諸氏を指す言葉であるから、当然、玉置氏も足利直義軍の一翼として参加したものと考えられる。

次いで「太平記・卷三十」では「正平七年二月二十六日（一三五二）後村上天皇が、吉野の賀名生を出て、摂津の住吉に遷られた際の警固の武士団の一人として、やはり熊野八庄司の名が記されている。元弘三年、護良親王・十津川潜行の時も、延元元年の山攻の際も北朝にくみし幕府方であった熊野八庄司は、十数年後の後村上天皇の住吉臨幸の折は、和田・楠・湯浅・その他総土豪と共に南朝に属している。乱世に処して氏属を保持、繁栄させるためにはやむを得ぬ手段であったのであろう。

その後、「太平記・卷三十一」は、正平七年（北朝年号・文和元年）五月十一日、南朝方として石清水八幡宮に立籠っていた湯川庄司が、三百余人の部下と共に北朝軍に降参を申し出、さらに正平十四年（一三五九）にも湯川庄司は北朝に属し、翌正平十五年、湯川庄司は当時、南朝方であった有田地方の軍を攻撃すべく、鹿ヶ瀬に陣したところを、湯浅定仏。田辺別当・山本判官等の連合軍の猛攻をうけて大敗していることがみえる。

「太平記・卷三十」以降の記述では、直接、玉置氏の名をみかけないが、当時の紀伊・熊野・十津川の土豪は、ある時は北朝に走り、激しく動揺する社会で生きのこることに懸命であり、同時にあわよくば勢力圏の拡張をと、その機会を捉えることに必死であったから、玉置一族もやはりこれらの諸土豪と、同じ行動をとっていたものと考えて誤りはあるまい。

続いて熊野・十津川の玉置氏がいよいよ日高進出をはじめめるのだが、それは次号で述べたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(5)

「交通と公害」昭和五十六年十月三日連載

これまで私は数回に亘って玉置一族史を本誌上に連載してきたが、これはすべて十津川における玉置一族の動静であって、今回からいよいよこの一族の紀州日高に進出についてペンを進めたいと思うが、これ

がなかなか難事業であって、私の今までみた限りではその年代を何年ごろと比定する、信頼できる史料は皆無といつてよい位に乏しい。

森彦太郎先生の「日高郡誌―名門人物誌」には、明暦元年（一六五五）山地地方に伝える古文書を載せており、それによると「一山地之城之始り文治の御代なり……」としている。文治は一一八六年から一一八九年まで続いており、「太平記」にみる玉置一族の活躍した元弘ごろよりも一五〇年ばかり遡り、当時「太平記」上に登場する玉置一族は、十津川の玉置氏であると、岩波版・日本古典文学大系本の「太平記」頭に明記されているばかりでなく、他にこの一族の紀州・山地進出の史料は見られぬようであり、やはり後世・玉置氏が一族の力を強調するためにした疑いが濃い。

このためであろう日高郡誌の著者・森彦太郎先生も「……玉置荘司大兵を卒ひて護良親王に抗し奉らんとせしか、令旨を奉じて感激し、遂に宮方に参じ、紀伊有田郡に於いて軍功を立つ、―中略―是に於て日高郡山地（鶴城）に居城し、下野守直虎と称す。…下略…」、一応この一族を元弘・建武（一三三一―一三三五）ごろのこととしている。しかしこの根拠となる史料をあげられていない。

また同書は「……全盛時には畠山氏に属して河内国内に知行所を有し、有田郡戸野藤並、牟婁郡三栖・伏菟野・長瀬、日高郡切目川奥、南部川奥等を領せしことありという。…下略」と記されているが、これもその根拠を明らかにされていない。ただ松本保千代著の「湯浅党と明恵」の中で、「一方玉置荘司は熊野本宮の社家で、その頃有田郡糸我荘を領知していた……」と記して、その論拠に「本宮玉置氏文書」をあげている。こんな所から考えると、本宮・玉置一族であり、藤並・糸我荘は隣接していることから、前述の有田郡戸野藤並が玉置氏の領有する地であったとしても、あながち不都合とは云えない。

ここで玉置氏の日高進出をとく鍵の一つに、南北朝時代に和佐・山崎城を拠点に日高川南岸全域に勢力をふるっていた川上氏を討つて、一族の一人が和佐に城を設けたという事備があるが、紙幅が尽きた。次回でこの点からの究明を試みたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(6)

「交通と公害」昭和五十六年十一月四日掲載

和州十津川（現奈良県十津川）の土豪化した、玉置山の社家玉置氏が日高郡山地荘に進出して鶴ヶ城を築き、ここを拠点として次第に、日高川奥地に威を振るうに至ったのは、同家の覚え書に、文治（一一八五—一一八九）の頃であるとみえることは、すでに前号で記したように鎌倉初期のことで、事実はいずれも少し遅れるかとも思われるが、今は史料不足で一応これに従うより他はない。

次いで山地・玉置氏が和佐村に進出してくる事になるが、紀伊続風土記や日高郡誌は、この頃、和佐村に拠った豪族・川上氏あり、城主・川上采女が日高川で漁をした帰りを襲殺して遂にその所領を奪ったと伝えている。現在の私たちの常識から考えると、城主一人の死によって所領が奪われるというのは、いかにも単純で、その家臣団はどう対処したのか、血族たちの団結はどうなっていたのか、いろいろ疑問のこるが、これらの点についても一切、明らかでない。

恐らく明治二十年代、はやくても江戸時代の末期に瀬見善水が記したとみられるものに、

「永仁ノ頃紀州日高郡川上庄和佐村二川上采女居城跡有字ハ山崎トいふ

右采女墓所同村ニ有

右采女靈若宮八幡卜祭り同村丹生明神之社内ニ有」

という一条がある。永仁のころといえば例の、永仁の壺事件で話題になったことを思い出すが、一二九三年から一二九八年までを云い、今から約七百年ちかい昔に当たる。この一文はどの史料によったものか不明であるが、紀伊続風土記にいう「正平中川上采女といふ人あり（中略）其子を川上兵衛則秋といふ興国二年に死す城か段は其屋敷跡いふ源萬寿丸の妻は則秋の女なりといひ伝へたり」は、一応年代的にはぼふさわしいものの、これもその根拠が示されていない。ただ、ここで注目したいのは「右采女墓所同村ニ有」としている点で、当時はまだ川上采女の墓塔と伝えられるものが和佐にあったことを物語る。今もその伝承地が同地にあるのか、一度村の古老の話をきいてみたい。

また同紙に「興国二年庚辰十月十日 啓応院本源自空禪定門 川上采女男 俗名川上兵衛則秋」の墨書きもみられる。これも出典を明らかにしていないが、紀伊続風土記にいう「興国二年に死す」とあることに一致する。しかし干支では興国二年は辛辰で、庚辰は興国元年に当たり干支を誤っている。恐らく江戸中期以降の作製と思われるが、風土記といい、瀬見氏文書といい、興国二年（二三四一）とするには、何らかの根拠があったのに違いない。玉置氏一族史が今回は川上氏関係に終始したが、玉置氏の和佐進出には川上氏を、述べる必要があったためであると諒とされたい。

## 玉置一族史(7)

「交通と公害」昭和五十六年十一月六日掲載

前号に続いて川上氏のことを書く。

さきに私は、山地・玉置家覚書きに「山地之城之始り文治(一一八五―九〇)之御代……」と記されていることをあげたが、最近・田辺市在住の小谷緑草氏は、「くちくまの―五〇号」に、広島県安芸郡、日比新氏・所蔵の箕川文書、足利義詮(よしあきら)感状に「於紀伊国岩田、日高河上城、致忠節云々……」とあるのをあげ、当時紀州日高には河上城と比定されるのは、和佐の山崎城のほかにもみ当たらない点から、これは川上氏の山崎城であり、足利二代將軍義詮感状の日付が、文和元年(一三五二)である点から、玉置家文書にある文治は、文和の誤りでないかとしている。

それはともあれ、この時点では川上氏はまだ、山崎城に拠っていたことが知られ、「紀伊続土記」にいう「正平年中、川上采女という人あり、其の子を川上兵衛則秋という、興国二年に死す」は、日高郡誌も指摘しているように、まったく意味をなさない。

現に日比新氏蔵の湯川文書中の湯河系図には、翌々文和三年(一三五四)にも「……猶放河上城、尊氏又賑書勸之」とある。ここに尊氏とあるのは足利尊氏である。系図のことであるから、さきの義詮の感状の進度とは同日に語れないが、その頃の日高地方の土豪の動静をうかがわせる史料とは云えよう。

当時わが国は南北朝に分かれ、戦争に終始していたが、日高川下流域地域では、南朝方では和佐の川上氏、土生の逸見(源)氏、吉田の源氏金比羅丸があり、たがいに姻戚の間柄であった。そこへ西牟婁から進出してきた湯川氏が北朝方として、力を蓄えつつあった。文和元年と翌々三年の湯川氏の、川上氏攻略は、湯川氏が北朝を奉じる足利將軍の命をうけて、南朝方の川上氏を攻撃したのである。

ここでおかしいのは同じ南朝方で、しかも姻戚関係の逸見・源金比羅丸両氏は、どうして川上氏を救援することなく、北朝軍の進攻を傍観していたかという点である。正平十三年(一三五八)には、逸見氏はまだ健在であり、道成寺と土生八幡神社に半鐘を寄進しており、天授四年(一三七八)には源金比羅丸は、道成寺の大修理に一方の大旦那となっていることが、それぞれ鏡銘や瓦銘によって明確になっている。それ

だけの勢力があったのである。ここに中世の奇怪さがある。

信頼度の高い史料として知られる「園太暦」をはじめ「集古文書」その他によると、南朝年号の正平三年、北朝年号の貞和四年（一三四人）には北朝軍がしばしば紀州各地の南朝軍討伐をくりかえしており、殊に貞和四年八月には、足利尊氏の子、直冬軍が日高郡岩代城をおとし入れ、日高地方の南朝軍を掃討した折の軍忠状が「集古文書」にみえるが、この時も逸見・金比羅丸の両氏は、まだ南朝の孤塁を護っている。降って天授四年（一三七八）土生城主で、南朝方の逸見萬寿丸は疾殆し、その子重隆が跡をついだが、逸見家の弱体化はおおうべくもなかった。この年道成寺の大修理が行われ、一方の大旦那に吉田城の、源金比羅丸の名が、その瓦銘にみられるが、逸見氏の名がみえないのは、その故ではないかと思われる。

同年十二月、北朝年号永和四年には足利将軍義満が、山名義理に紀伊の南朝軍討伐を命じ、義理を紀伊守護職に任命した（後愚昧記）。

義理は有田の湯浅・藤並城を攻略し、翌永和五年一月別軍を日高地方に進め、日高の南朝軍は一掃され、逸見重隆は信州へ落ちた。これらの情勢から判断すると、川上氏が襲殺され、玉置氏が和佐に進出したのは正平十三年から天授六年までの間と考えて、大きな誤りはあるまい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(8)

「交通と公害」昭和五十七年一月六日掲載

和佐手取城主・玉置氏について、私はこれまで数回にわたり本紙に連載を続けてきたが、今これを要約すると、玉置氏はもともと本宮・玉置神社の世家であったのが次第に土豪化し、鎌倉時代末の元弘の変（一三三三）ごろ、大塔の宮の十津川潜入の際、はじめて名をあらわすと書いた。

また其の後、玉置氏は文和（一三五二・一三五五）ごろ、熊野から日高地方に進出し、山地の鶴ヶ城に拠点を構え、当時、和佐・山崎城に拠って日高川下流域に勢力を誇っていた川上氏を襲殺したのは、正平十三年以降天授六年（一三五八―一三八〇）までの間であろうとも書いた。甚だ漠然としているか史料不足のため、今はこの程度しか確かなことは云えない。

その頃（南北朝時代）日高川下流域の情勢は、南北両朝の勢力が対立し渾沌としていた。即ち、南朝方

には吉田・八幡山に城を構える源金比羅丸。土生の土生城に拠る逸見萬寿丸。和佐山崎城の川上氏があり、玉置氏とほぼ同じ頃、熊野から日高地方に進出してきた亀山城の湯川一族・山地の玉置氏が北朝方として勢力を伸張しつつあったが、南朝方は度かさなる強力な北朝方の攻略によって、天授六年（一三八〇）には、まったく掃討されるに至った。こうして天授末年には日高川下流地域は、湯川・玉置の両勢力によって二分され、この状態は天正十三年（一五八五）の秀吉軍の紀州進攻まで続くのである。

しかし、はじめから日高地方の二分は、決してスムーズに行われた訳ではなく、湯川も玉置も一歩でも太く、わが支配側を拡張すべく、たがいに激しい攻防をくりかえした。この間の経緯については、江戸時代の成立と思われる「熊野歩行記」に、

応仁三年（一四六九）玉置兵部丞盛継と云者山名陸奥守氏豊、法名宗全に近仕して紀伊国日高郡木室庄を知行す。和佐村に居住、嫡子玉置與三郎盛辰武威強く近郷を掠取、因慈小松原湯川と連年領静論ノ合戦不已、與三郎後ハ兵部大輔と名乗ル是時（紀伊）当国の守護畠山尾張守植長、湯川・玉置兩人ヲ京都ニ招キ領地ヲ分テ噺（あつかい）を入、神文を以て両家の争論を停止す。是より湯川・玉置水魚の入魂となり、……

と書かれている。

この文中にみえる日高郡木室庄は日高地方に存在した形跡はないし、「熊野歩行記」の史料的信頼度も分らないが、ともかく当時の情勢を考えると、これに類する中央の調停工作があったとしても、決して不自然ではない。次号からは史料によって玉置氏の中央での活躍ぶりを書こう。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(9)

「交通と公害」昭和五十七年二月八日掲載

手取城主・玉置一族が当時の政争の中心地、京都方面での活躍の状況を伝える、史料でもっとも古いのは、昨年刊行された「御坊市史―史料編」に収録されている、「湯川文書Ⅱ東大史料編纂所影写本」で、それには

「光種上洛時、一族人数書立、御感之教書中、將軍御判被成被下」

## 注進

令同心光種、致忠節間望申御感御教書輩事

として、五十七名の名を書き列ねている中に、玉木(玉置)姓の二名がみえる、この文書の奥書には康安元年(二三六一)十二月三日とあるから、今から六百二十一年の昔にあたり、玉置姓が文書にみえる、もっとも古いものと思われる。

前掲の文書はすべて漢字ばかりで、中世特有の用語があつて、読み下しがむつかしい上、長くなるため大意をのべると、湯川光種が紀州の北朝諸豪族と共に京に上り、足利將軍の勢に加わった際の忠節を書きたて、將軍の御教書を賜るよう上申した。それにこたえて足利二代將軍義詮(よしあきら)から、御教書が出た「注進」以下の文書は、南紀北朝軍・諸土豪の忠節を書き上申した部分にあたる。

この文書にみえる康安元年は、南朝年号の正平十六年にあたり、南北両朝の抗争が激しく、足利將軍義詮は後光厳天皇を奉じて近江国に逃れ、また京都を回復するという動乱の時期である。したがって湯川以下の北朝軍の南紀の諸豪族は、この時期の争乱に参加しているのである。

山崎城(和佐)の川上氏を攻略して、手取城に本拠を構えた玉木(玉置)一族は、この時点ですでに一部の兵を京都に退り、一部を和佐手取城に留めて、南紀の南朝軍の蜂起にそなえ得るだけの勢力をもつに至っているのである。

なお、この文書にみえる湯川光種は、湯川一族の首領とみられるが、湯川系図中にはその名が記されていない。恐らく別の名で出ているものと思われるが、それが誰にあたるか明らかでない。

ちなみに「御教書」とは將軍の仰せを記したものをいい、「注進」とは事の次第を(ここでは京都動乱の際の、南紀北朝軍諸土豪の忠節ぶり)書き上げて急ぎ上申報告することをいう。つまりこうして足利將軍から恩賞に預かるうという口段である。つまり中世の土豪はこうした機会を敏感に捉えて、その勢力の伸張に、抜目なく立ち廻ってゆくのである。それでなければ一族が脱落してゆく、きびしい時代であったのである。

前号で私は玉置(玉木)の一族の名が、確かな文献にみえるのは、康安元年(一三六一)十二月三日の湯川光種の文書であると、その文書を掲げた。

次いで玉置一族関係の信頼できる文書は、康安元年から六十年後の「花宮三代記」、応永二十八年(一四二一)の条に出てくる。「花宮三代記」というのは、別に「室町記」、または「武家日記」ともいい、室町幕府に関する記録で、室町幕府の右筆の書いたものと推定され、正平<sup>(一三六七年)</sup>二十二年から応永<sup>(一四二五年)</sup>三十二年に亘る約六十年間に及んでいる。その文書の中に、

応永二十八年三月

二十六日己卯。御台様。

熊野有参詣、御先達角坊。

有北埜殿御同道。

御供人数。

正文はこの通りで、御供人数は十人であるが、その中に湯川宮内大輔、玉置と紀州勢二人の名がみられる。湯川宮内大輔はいうまでもなく、亀山の城主・湯川一族の棟梁であり、玉置は、和佐手取城主・玉置氏である。湯川・玉置をはじめ御供の人数十名はいずれも馬に乗り御供をしたと書いてある。

漢字ばかりで書いた、この文書を現代文式に意識すると、「応永二十八年三月十六に御台様が先達・聖護院角坊を先頭に、熊野三山へ御参詣になったが、北野殿も御一緒であり、騎馬の武者十人が御供をした」という程の意味になる。

ここで、もう少し詳しく説明を加えると、この中に出てくる「御台様」は室町幕府四代將軍足利義持の正室であり、北野殿は室町幕府三代將軍足利義満の側室である。義満はこれよりさき応永十五年(一四〇八)すでに病没しており、かつ側室、つまり正室ではなかったため、「御台様」が主人公であったから、「北野殿」は後の方へ書いたのである。それにしても足利將軍の夫人が熊野参詣に出たのである。やはり熊野参詣の道筋にあたる紀州の村々では、大きな事件であったと想像されるし、ちようど道筋の日高の豪族で

あつた湯川・玉置氏は、その御供を命じられたものと思われる。

当時の地方豪族はその勢力を維持し、拡張してゆくためには、絶えず中央勢力と接触する必要があつた。御供を命じられた場合、むしろ光榮として積極的に参加したと考えられる。

ともあれ玉置氏は室町時代には紀州の豪族として押しも押されぬ確固たる地位を、次第に築いてゆく過程を物語る、貴重な文書として注目したい。なお「花營三代記」は「新校群書類従第二十巻」によつた。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(11)

「交通と公害」昭和五十七年四月二日掲載

応永二十八年三月(一四二二)、足利幕府の四代將軍義持の正室と、三代將軍義満の側室がうちつれて熊野三山に参詣した時、龜山城主湯川宮内大輔と共に、手取城主・玉置氏がその供奉をしたことは、「花營三代記」にみえると前号で述べた。

次いで玉置氏の名が文献にあらわれるのは、「新校・群書類従・第二十二巻」中の「永享以来御番帳」に「四番〓玉置民部小輔〓湯川安房入道」とあるものと、「文安年中大番帳」中に「公方様大番衆〓湯川安房〓玉置太郎」と記されているものである。

ここで御番帳とは何かを少し考えてみる。私の手元にある各種の辞典をみたが、御番帳の説明はどこにもなかった。そこで自分なりに解釈すると、足利將軍側近で將軍の警護をする武士で、その番人の名を記した帳面とみて、あまり大きな誤りはあるまい。ともあれ將軍の側近にあつて、昼夜・警護する役目であるから、かなり有力で、しかも將軍家の信任の厚い武士が、えらばれたにちがいない。

こうして玉置氏も湯川氏も次第に、当時の中央政権である足利幕府の中枢に食い入つてゆくのである。ここでもう一つ、注目したいのは、玉置・湯川と名をつらねていることで、日高平野を勢力圏とする湯川氏、野口村から今の竜神村福井辺りまでを根拠地とする玉置一族と、たがいに手を結んで、がっしり中世の日高川流域の諸村を、二分してその勢力下に組みこんでいることである。

また永享中とは一四三九年から一四四〇年までをいい、文安年中は一四四〇年から一四四八年までを云う。今から数えて五百数十年も昔の古い時代である。

なお「公方様」は、いろいろな意味をもち、時代時代によってその使い方もちがうが、ここでは足利幕府の統領である、足利將軍をさす。天皇家を別にして、この時代の最高の権力者である。

詳しく云うとこの間の足利將軍は足利家第六代足利義教(よしのり)で、永享九年三月將軍職をつぎ、嘉吉二年(一四四二)足利義勝(よしかつ)が第七代將軍となっている。

いつの時代でも同じことであるが、権力の座を巡る争いは、はげしく複雑である。足利幕府もまた其の例外ではなく、足利氏の血族間、重臣間にもさまざまな派閥があり、玉置氏も湯川氏を、その動静に絶え間なく目を配り、常に紀南・玉置一族の勢力拡張の機会を、抜け目なく捉えてゆくのである。それでなれば、お家は衰退をまぬがれない。一城の首領の位置を維持・伸張する業も容易でなかったであろうと想像される。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(12)

「交通と公害」昭和五十七年五月一日掲載

和佐に進出した玉置氏が、丸山城主・湯川氏と共に室町幕府・足利家に仕えて、忠誠を尽くしたことは康安元年(一二六一)の湯川光種の注進状や、応永二十八年(一四二一)の花營三代記、あるいは永享以来(一四三九—一四四〇)御番帳よって、すでに記した。

これらの史料でみる限り、湯川氏のあるところ、必ず玉置氏があり、常に形影相伴う間柄であったことをうかがわせるのであるが、この時代の社会情勢を反映して、時には支配地域をめぐって、紛争のあったことを示す文書もみられる。

それは元禄十四年(一七〇一)ごろの成立といわれる「熊野歩行記」と題する写本で、その一部に

…玉置與三郎盛辰武威強く近郷を掠取(かすめとり)慈(こゝ)小松原湯川と連年領諍論(そうろん)ノ合戦不己(やまず)与三郎後ハ兵部小輔と名乗ル是時(紀伊)の守護畠山尾張守植長・湯川・玉置兩人ヲ京都ニ招キ領知を分けて嚙入神文を以て両家の争論を停止寸(す)是より湯川玉置水魚の入魂なり。…

とあるのがそれである。

特殊な用語や文体のため分かりにくい点もあるが、現代風に直すと、玉置与三郎盛辰というものが勇敢で、近村をかすめとり、このため領地問題を中心に、湯川・玉置の間で、争論や小ぜり合いの絶え間がなかった。そこで紀伊国守護畠山植長が湯川・玉置両氏を京都にょんで、調停したので、以来、湯川・玉置両氏は水魚の交わりを結ぶに至った。大体の筋はこういう風になる。「熊野歩行記」の史料価値に若干の疑問をのこすが、当時の社会情勢から考えて、ありそうな話である。

したがって次に記す「大乘院寺社雑事記」長禄四年閏九月十四日（一四六〇）の条に、紀伊国守護・畠山氏内紛の際、畠山政長から、玉置・湯川両氏へ紀州口守備を命じた記事、あるいは長享元年九月十二日（一四八七）には、室町九代將軍足利義尚（よしひさ）が、近江国守護・大角頼討伐のため、近江国草津の守養寺へ兵を進めた時は、玉置民部少輔と湯川安房が出陣し、ともに東山殿（足利八代將軍・義政）の側に仲よく仕えた記事が、新校群書類従・第三十二巻に収められており、乱世の土豪が離合集散をくりかえしつつ、次第に強大な勢力に成長している様相を、物語っていて興味がふかい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(13)

「交通と公害」昭和五十七年六月十五日掲載

私ごとで恐縮するが去る五月五日、私は「玉置氏と手取城址」と題する小冊子をまとめあげた。この小冊子の刊行は、計画がもちこまれてから一ヶ月たらずの間に、原稿を書き活字にし製本まで完了するという、いわば突貫工事なみの、あわただしさであった。

自然、いろいろの無理があり、私自身もその欠陥をよく承知していたが、私は私でこの初稿本を広く流布させて、その誤りを手厳しく指摘していただき、今後の研究の資としたいという、虫の良い自論見があり、刊行にふみ切ったのであった。

反響は各方面からあった。その一つに本紙三月号へ載せた「花宮三代記」応永二十八年（一四二二）の、足利幕府四代將軍義持の正室と、三代將軍義満の側室が熊野参詣をした際、龜山城主・湯川宮内大輔と手取城主・玉置氏が、その警護にあたったことを記したが、「玉置氏と手取城址」を読まれた田辺市の杉中浩一郎氏は、その六年後の応永三十四年（一四二七）にも、やはり義満の側室・北野殿と、義満の女（むす

め)が同道して、熊野参詣をしたおりの紀行文「熊野詣日記」の中に、湯川・玉置の名がみられるとのご教示を得た。

実は私も同書をもっているが、読んでいかなかった。杉中氏に教えられて早速ひらいたらあった。すなわち応永三十四年十月二十三日の条に、

御宿ひろ(御まうけ玉木。くたるおり濟々まいる)

とあるのがそれであり、二十四日の条には

御宿上野、御まうけはしの湯川

とある。

つまり足利義満の側室と、義満の女の一行が、応永三十四年十月に熊野参詣をした折、玉置氏が「ひろ(広)」に、一行を宿泊する假屋を作ったという記事である。

次に「御宿上野、御まうけはしの湯川」とあるのは、二十四日朝、玉置氏が設営した広の假屋をたつて鹿ヶ瀬峠を越え、途中の王子社を拜んで上野で宿泊したが、その宿泊所は湯川氏が設営したということである。なお、この二日間の記述の中に、難解な言葉がいくつもある。「くたるおり濟々まいる」は「下るおり再々参る」なのか、また「はしの湯川」は「橋の湯川」か「端の湯川」か、「はやの湯川」の誤字かなどの点である。

ともあれ、ここでも玉置と湯川はともに、北野殿一行を手厚く迎えているのである。因みにこれより八十五年前の興国三年(一三四二)ごろの「本宮玉置家文書」に、玉置氏が有田郡糸我を領知していたとあるから、もともと玉置氏と有田地方は古くから縁故が深いのである。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(14)

「交通と公害」昭和五十七年七月六日掲載

私は「玉置一族史」を久しく書き続けてきた、しかし考えてみると、「玉置一族史」の題名は適當でなく、むしろ「玉置氏雑記」とすべきであったと、今になって気がついた。

それというのも玉置氏をはじめに私がもっていたよりも、もっと強大な一族であって、和佐・手取城主

玉置氏を中心に、十津川にも山地にも、同族があり、それぞれ強大な勢力をもち、その同族連合体の頂点に、和佐・玉置氏が位置したと思われるからである。したがって読者も題名にこだわらず、雑記のつもりでお読みいただきたい。「一族史」は「雑記」が終わって、整理した上でとりかからねばならぬ。

さて、今月もまた新しい史料を発見したので、話は少し遡るがそれについて述べたい。「南山巡狩録」という史書がある。大草公弼の著述で、文化六年（一八〇九）の成立・南朝五十七年の事跡の編年体で記したもので、史料の価値は比較的高いといわれ、現代では史籍集覧とよぶ叢書の第四集に収録されている。その興国四年十月廿三日（一三三三）の条に

紀伊国の官軍玉置庄司貞頼いかなる所存や有けん、畠山国清に就いて尊氏に降参せんと申程に、同国千住名遠江式部大夫道倫か跡を貞頼にあたえられける。

これは分かりやすく書くと「紀伊国の官軍（吉野朝・南朝方の軍）である玉置庄司貞頼が、どういう考えか紀伊国守護・畠山国清のとりなしで、北朝軍の足利尊氏に降参しようとして申し出たので、同じ紀伊国の千住村の遠江式部大夫道倫の所領跡を玉置庄司貞頼に与えられたと」云うのである。

玉置一族は元弘二年（一一三三）大塔宮が熊野落ちの際、途中で宮の軍を妨げて以来、北朝方として終始してきた。それがいつの時代に南朝（官軍）方となり、ここでまた北朝方の尊氏に降参して所領を与えられている。元弘三年に大塔の宮に敵対して、途中で南朝方となり、また北朝に降伏している。この間わずかに十年間で、猫の目のように変転している。

当時の武士団、殊に在地土豪には特殊な場合のほか、忠義の観念はうすく、ただ一族が乱世の荒波をいかに上手に泳ぎ、領知を拡張勢力を強大化するかが問題であって、玉置が、このような行動をとったのも、当時の風潮では、決して不自然なことではなかった。また千住名のことや玉置貞頼については未解決の点が多いが、これは別の機会にいろいろ考えてみたい。

## 郷土雑記

# 玉置一族史(15)

「交通と公害」昭和五十七年八月五日掲載

畠山尾張守事、既於河州令出張候之間、此時可加退治候、就其、玉置・山本以下申合、紀州一段抽忠節者、加望可有恩賞候、各心中趣具可言上候、別而憑入候、為其以自筆申遣候也、

十一月十三日（花押）

湯川とのへ

右は東京大学史料編纂所影写本を、御坊市史第三卷に収載しているものから引用した。足利第十一代將軍義高（義澄）の御内書である。御内書は「ごないしょ」と読む。武家文書の一つで、室町・江戸時代に將軍や、これに準ずる武家が出したものをいい、足利義満のころにはじまったと伝えられ、差出人の地位と權威のため、公的効力をもつに至った。

この「ごないしょ」は漢字ばかりで書かれているため読み下しにくいのが、大体次のように読むのかと思う。

畠山尾張守（紀伊国守護職・畠山の一族で尚順という）事、すでに河州（河内の国・今の大阪府）へ出張せしめ候之間、このとき退治に加わるべく候、それについて玉置・山本以下申合せ、紀州に於て一段、忠節をぬきんずる者、望の如く恩賞あるべく候、おのおの心中の趣つぶさに言上すべく候、別けてたのみ入り候、そのため自筆をもって申しつかわし候なり

この文書は月日のみで年代を欠くが、足利義高が細川政元に擁せられて十一代將軍になったのは、明応三年（一四九四）で、永正五年（一五〇八）足利義植（よしたね）に追われて將軍職を退いた。また畠山尾張守尚順が兵を和泉・河内に進め最も勢力をふるったのは、明応六・七年から八年九月（一四九七―九九）であるから、明応六・七年のものと考えられる。

それはともあれ、この御内書の中には、やはり紀州の在地豪族として、西牟婁郡龍松城を拠点とする山本一族と共に、手取城に拠る玉置一族の名が記され、湯川一族宛に、この山本・玉置両氏と協力して忠節をつくしたなら、望のように恩賞をとらせるから、わけて頼むぞと、足利將軍自筆に花押まで加えているのである。湯川玉置一族が混乱の世を泳ぎながら、年とともに強力になってゆく姿が知られて興味ふかいものがある。因みにこの時代にはすでに湯川・山本・玉置の三家は姻戚関係にあり、軍事同盟を結んでいたのではないかと思われる。

今月も難しい史料を続けるが。ご諒承をお願いしたい。むつかしくても史料を一つ一つ解明してゆかなくては、玉置一族の全貌に近づくことが、できないのだからやむを得ない。実は御坊市史―第三巻に出ている湯川政春の書状である。

如仰、先日者、預御状候、片便宜故、則返事不申候、仍而堅(固カ)□一□之事、御領状之由承、目出候、次隼人殿、如仰御帰陣候、御動座之事、大略治定様ニ物語候、京とよりハ、未何ともみな(三河)不(皆々)被仰候、いか、候はん哉、又遠た門出事う(承)給候こと(如)く、いま一段あつかい(肝要)かんようと存し候、如何様此方へ御越之時申談候て、与三方へ書状可上候、屋形より、しかと両所御刷給候ハ、さりとも御うるん候ハしと存候、但以後之ために而候間、幾度も事をと(届)け候て、置候はんする事も被仰しかるへく候、越中神保方へ被成 御内書候間、神余詠申候ハてハ、津国勢も河をハよも(越)こし候はしと(沙汰)きた共よし、隼人殿物語候、返々御隙も候ハ、ふとく、思召立候て、御遊山(湯河)よろつ以面可申承候、恐々謹言、

七月四日

政春判

わずか原稿用紙(四百字詰)にして、一枚半ほどの書状であるが、筆者の勉強不足のため甚だ難解である。この書状の筆者・政春は、おおくの人の知るように亀山城主で、湯川一族の盟主・湯川第十代の在地武将であり、武勇一辺の人ではなく風流の誉れが高く、有名な連歌集「新撰菟玖波集」にも、その作品がおさめられ、当時・連歌作者の最高峰といわれた宗祇法師とも親交があり、小松原に政春がつくった歌仙堂へも、しばしば宗祇を招いて連歌をたのしんだと伝えられる。

また、ある時は京都にのぼり足利將軍家にも近侍している。したがってこの書状をざっと読んでも、各地の武将の動静と国状が、かなり詳細に記されており、戦国の在地領主が生きぬくための情報収集か、ぬけ目なく行われていたことが知られる。なお、この書状も月日は書かれていたが年代を欠いている。しかし、その内容から考えて前号に掲載した文書と同じく、明応ごろ(一四九二―一五〇〇)と考えると大きな間違いはあるまい。

来月はこの書状をできるだけ、現代風に通読してみたい。

今月は前回掲載した湯川政春書状を、私流に読み下してみる。

如仰(おおせのごとく)先日者(せんじつは)預御状候(おんじょうあずかりそうろう)片便宜故(かたびんようしきゆえ)則返事不申候(すなわち返事申さず)候

仍而堅□一□之事—この下りで三字欠字が出てくるが、これは—よってけんご一ずのこと—と詠むのかと思われる。

続いて、

御領状之由承(ごりょうじょうのよしうけたまわり)—御領状之由承—というのは、前の文の「堅固一途之事」をご承諾なさったとうけたまわり、という意味になる。次の—目出候(めでそうろう)は「おめでとうございます」と解してもよい。続く—次隼人殿、如仰御帰陣候(ついではやとどの、おおせのごとくごきじんそうろう)—ついではやとどの—のはやとがどういう人物か今のところ、明らかにされていないが、とにかく隼人なる人物が、戦陣から帰ってきたのである。どの戦陣からも、この書状が年月日を欠いているた明確でない。

続いて、

「御動座之事、大略治定様に御物語候(ごどうざのこゝと、たいりやくちていように御ものがたりそうろう)——ここで出てくる御動座之事というのは、動座は本来、玉座を他へ移すことをいうが、転じて貴人が座所を他に移す場合にも用いられるようになり、足利將軍の出陣の場合にも、しばしば將軍御動座と記されている。この書状が書かれた時代の將軍は、室町幕府第十代義植と、第十一代義澄であるから、このどちらかであろう。ちようど応仁の乱の乱世の期で、国内各地で争乱が続いていたため、どの動乱による御動座かを確かめるのは、きわめてむづかしい。

しかし、その争乱も隼人の話では、あらたか、納まったようであると伝えている。次の「京と(京都)よりは、未河共(みかわども)みなみな不被仰(おおせられず)候」未河共は、「三河」の当て字と思わ

れる。続く「いかが候はん哉（いかが候はんや）」は、さきの京都よりはから、ずっとつながる文章であるが、これだけでは湯川が玉置に隼人が帰陣して、話したことを伝え、どうであろうかと問いかけていのである。

ここまで記したところで所定の枚数に近くなつた。後は来月にのべてみたいが、前半の文章だけでも、当時の複雑な世界を生きぬくために、湯川も玉置も各地の情報の収集に、いろいろと神経をとがらしていた様子が伝わってくる。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(18)

「交通と公害」昭和五十七年十一月六日掲載

玉置一族史を本紙に連載し始めて久しい。このうち前々号から続けている「湯川政春書状」などは一方向面白くない。こここらで少し他のことをとりあげたい。

私たちは現代ちゃんと姓名をもっているが、町内に遺っている古文書をみると、善兵衛とか喜八とか名前だけで、殆んど姓が記されていない。これは姓を書くのを忘れたのではなく、江戸時代まで少数の例外を除いて、庶民に姓が許されなかったからである。私たち一般人も姓をもつようになったのは、明治三年九月からであるという。

そこで多くの村人たちは、にわかには姓を作ることになつたため、いろいろ途惑つたあげく、村では学者である庄屋さん、あるいは神主さんや寺の住職さんに頼んで姓を作ってもらつた。依頼された人々も、でたらめに姓を作る訳にはゆかず、川の側の家には川端とつけ、山の下の家には山下、林の近くの家には林と、それにふさわしい姓をつけた。

しかし当時は農民となつていたが、祖先は武家であつたという由緒のある家では、古い伝承をうけついで武家であつた時代の姓を復活した。例えば川辺町で玉置・湯川・柏木・井口・西川などの姓がそれである。川辺町の現在の戸数は約一五七〇戸であるが、昭和五十六年五月一日現在の有線放送番号簿で拾った姓をもっとも多いものから記すと、次の順になる。

玉置 七一

山本 四一

柏木 三二

西川 二三

久保 二二

湯川 二二二 森 二〇〇 山崎 一八 林 一六  
津村 二二一 花光 一九 井口 一七

あわてて書きぬいたのでもし間違っていたらお許し願いたい。

さて、こうしてみると玉置姓がとびぬけて多い。さすがに町内に手取城を構えただけあって、玉置氏の本家が町を去って四百年近いが、その影響力の大きいのに驚く。しかもその姓の分布は、和佐の二一戸を挙頭に、江川九戸・玄子七戸・小熊、若野各六戸と、町内各大字に広く見られる。

これまでも書いてきたと思うが、鎌倉後期・南北朝時代から、和佐を根拠地として勢力をほこった玉置氏が、玉置氏が和佐から退去したのは、これまでいわれてきたように、天正十三年（一五八五）三月の、秀吉の紀州攻略の時ではなく、慶長十九年（一六一四）の関ヶ原合戦、もしくはその翌年の大坂夏の陣の時と考えるが、詳しくは次号で述べたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(19)

「交通と公害」昭和五十七年十二月一日掲載

本紙の前号で、私は川辺町内で玉置姓が最も多く、七一戸におよび、それは鎌倉後期（一三三二）ごろから、桃山時代初期（一五九〇）ごろまで、和佐・手取城に拠って、日高川下流域で権勢をほこった、玉置一族と何らかの関わりをもつと書いた。それならこの在地豪族が、玉置氏を称した理由について、天保十年（一八三九）成立の「紀伊続風土記」の説を概要を抄出する。

玉置氏の本姓は尾張連（むらじ）で、饒速日命（にぎはやひのみこと）の後裔にあたる。後に熊野玉置神社の神官となり、次第に力を蓄えて日高地方に進出した。また一説に奥州岩城（現・福島県の一郡・いわき市）の人であるが、後、勅勘によって熊野に流された。そこで歳月をおくるうち、ある時、玉が降ってきたが、その石を「すはまがた石」というた。以来、玉置姓を名乗り、「すはまがた」を家の紋とした。

というのである。「おわりの連」や「にぎはやひのみこと」や「岩城」の人というのは、どうも時代か古すぎて、たしかめる術もない。ただ熊野・玉置山の神官の出であり、それだから玉置氏を称したことは信

じてもよからう。

「すはまがた」紋というのも、割合にめずらしい家紋であるが、当地方では時折みかけることがある。玉置姓の方は一度機会があれば家紋を調べられたい。

玉置氏が秀吉の紀州進攻にまきこまれ、天正十三年（一五八五）、本拠である手取城は落城し、城主・玉置直和も一度は高野山に入ったが、後に和佐に帰り昔程ではないが、なお勢力を保っていた。このことはこれまである程度推定されていたが、今年に入って県文化財委員小山豊氏の尽力の結果、天正兵乱の二年の後、天正十五年（一五八七）九月十六日付けの、和佐手取城主・玉置民部少輔領地之内と記した検地帳写しが発見され、この時点において、なお玉置氏がかなりの勢力を保っていたのと、これまでの推定に誤りのなかったことが確認された。

しかし盛時の力を失った玉置氏の家臣団は、当地に留まって百姓となったり、また縁を頼って各地に仕官してゆくのであるが、その経路は次号でたどってみたい。

もう一つ駄足を加えれば、玉置山上（十津川）に鎮座する玉置神社は、十津川郷の総社で熊野大社の奥の院と尊崇され、古くから修験道場として知られ、奥深い山村では眼をみはるほど荘厳な大社である。以前は不便な地であったが、今は道路が整備されて神社の近くまで車が入る。玉置一族のご参拝をおすすめする。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(20)

「交通と公害」昭和五十八年一月一日掲載

本紙の前月号で天正十三年（一五八五）、秀吉の紀州侵攻後、一度、郷里の和佐に帰った玉置直和は、天正十五年には昔ほどではないが、なお此の地方で余勢をもち続けたことは、同年九月十六日付けの検地帳写しが、近年発見されたことよって考えられると記した。

しかしそれだけでは多くの家臣をかかえることがむづかしく、家臣中のある者は在地のまま帰農したりあるものは伝てを求めて他家へ仕えたが、それらの跡を述べてみたいと書いた。けれども家臣の行方も行方であるが、順序としては玉置宗家のその後を追及するのが本筋であろうと気がつき本号では先ず、それ

から語りた。

天正の役後、本領和佐に帰った直和は、もともと風流の心得のあった人とみえ、それまで心をよせていた瑞穂流茶道を楽しみ、慶長四年九月二十八日(一五九九)、波瀾の生涯を閉じた。御坊市安楽寺の由緒に入定四十一歳とある。直和の嫡子に百松というのがあって、直和の没後、三千五百石で父・直和の跡を継ぎ、後に小平太を称し、直和と同じく大和大納言(羽柴秀長)に仕えたと、「若州湯川彦右衛門覚書」にみえる。

ところが慶長五年(一六〇〇)に関ヶ原合戦があり、小平太は西軍に味方したため玉置氏は亡んだ。これについて小谷緑草氏は「玉置氏系図―あかね十号」の中で「おそらく関ヶ原まで出陣したのではあるまい。若山の桑山氏や田辺の杉若氏と行動を共にし、領土を没収されたのであろう」と見解を述べている。そうかも知れないが、このあたりに戦国武士の行動のむつかしさがある。

しかし浪人になった玉置小平太は、その後どうゆう経路をたどったのか、大坂冬・夏の陣の(一六一四・一六一五)の後、尾張藩・徳川家に仕えたことが「紀州戦国列伝」や前出の「若州湯川彦右衛門覚書」に記されている。また「南紀古土伝」には「……只今ハ尾張様へ御付被成、千光院子息小平太と申も直果て候、男子無之ニ付、小平太腹之孫、跡を継罷有候由承候」とある。同書は江戸中期ごろの成立と考えられるから、そのころは直和の子、小平太も没し、小平太に男子がなかったため、娘が生んだ子を養子とし、玉置の正系を継がしたことが知られる。おそらく玉置の自家筋はその後尾張藩に仕え、明治にいたったものと思われるが、名古屋市が太平洋戦争の空襲を受けたことと、市の規模の大きいことで、その子孫の所存を確認するまでにいたっていない。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(21)

「交通と公害」昭和五十八年二月三日掲載

前号で玉置氏の正系は尾張藩に仕え、おそらく明治の廃藩置県にまで続き、明治から大正・昭和に至ったものと思われるが、今ではそれを尋ねるのは、困難であると書いた。

それなら、もっと近いところで比較的容易に、しかも直和の血脈を伝える家はないだろうかと考えて、

「日高郡誌」の名門人物誌をひらいてみると、その23玉置氏（川上村大字愛川）に、

手取城主玉置民部少輔妾腹の一子、玉置孫右衛門の後なり。天正十一年（一五八三年）手取合戦の時、孫右衛門幼少にして川上荘下越方に遁れ、文祿元年（一六〇二年）朝鮮征伐に、年十九にして杉若家の土中尾左馬に従ひ軍功あり、慶長十九年（一六四四年）大坂陣に淺野但馬守家士・生駒平兵衛の手に随ふ。徳川氏入国の後大荘屋となる。其の裔、宝暦五年以来代々地士に列す。屋号を栗平といふ。

とあつた。

昔の土地の豪族の系図や由緒書を見ると、よく妾腹という言葉が出てくる。当時は今のようにならぬ男女平等の考えがうすく、それよりも豪族にとつては、家をつぐ男児の出生が何より大事であつたから、もし正妻に男子がなかつた場合を配慮して、いく人かの側室をつくつた。また自分の血脈を多くすることは、自分の勢力の拡大にもつながり、戦乱の世の慣しで争乱にまきこまれ、その帰趨に迷う場合は、一族を両陣営に参加させ、例え片方が敗れた折も、片方が生き残つて家を亡ぼすことをさける方法がとられた。妾をもつのは云はば必要悪でもあつた。

私は春になれば一度、愛川の玉置家を訪ねてみたいと思う。かつては大荘屋まで勤めた家である、きっと何か史料を得られるものと期待する。

試みに昭和五十五年発行の電話帳によると、美山村の玉置姓は八四戸、龍神村では六四戸を数える。龍神村の東には奥玉置氏の拠る鶴ヶ城があつたし、美山村愛川には玉置孫右衛門の子々孫々が居住したためでもある。また「日高郡誌」に天正十一年手取合戦とあるのは、天正十三年の誤りである。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(22)

「交通と公害」昭和五十八年三月四日掲載

前号に於いて和佐玉置氏の血族の一人として、美山村愛川の玉置氏（屋号・栗平）のことを書いたが、日高町高家の玉置氏（屋号・三分一）も、和佐・玉置氏に最も血縁の濃い一家として挙げねばならぬ。同家の系図によると

玉置加賀守長直

御当家江被官召出候大膳太夫三代、前紀州日高郡和佐之城主ニ而候、  
玉置藏人

加賀守弟ニ而御座候、畠山高政、河内・紀州・和泉三ヶ国之守護職ニ而、河内ノ国高安城ニ居申候、  
然処阿波之三好と合戦有之候処、畠山打負、紀州有田郡宮原江退キ、玉置加賀守江加勢を被乞候得共、  
加賀守病氣故落人名代ニ罷越候、河内ニ而有之候処、紀伊州勢湯川直春を初、討死多、三好方ニモ討  
レ候者多有之ニ付、扱ニ成リ双方致和談、紀伊州勢致帰国候藏人義ハ畠山留メ被申候而、当分畠山家  
ニ罷有、河内ニ而喜志・板持など申候所、致知行罷有候、  
藏人男子無之ニ件、渡辺与左衛門之子畠山之口入ニ而養子こいたし名跡致相続候

玉置与兵衛直重

与一兵衛子ニ而候、紀伊州日高郡湯川直春之侍、高家村之地頭湯川治郎太夫ハ与兵衛伯父ニ而有之候  
故、当国江罷越し、彼ニ被養育牢人ニ而罷有候、其節方々ニ而致取合之節高名候、高名左ニ記ス：：  
：以下略：：：（日高町誌）

一見すると漢字ばかりであるが、ゆっくり読むとそうむつかしい文字もなく、割合すらすらと読み下せる  
し、文意も理解できるから、わざわざ現代文に書き直す必要もないが、これに少し注釈を加えてみる。

この文章のはじめに出てくる玉置加賀守長直は、各地に伝えらる玉置系図によって多少の違いはあるが、  
和佐玉置氏第十代直和の父で、第九代長直とするのが最も妥当と思われる。そう当てはめると文章の内容  
とよく一致する。なお、長直は系図によつては、永直としたものもある。

また阿波三好勢が畠山高政を攻めたのは、永禄五年（一五六二）であり、系図にはこのとき「湯川直春を  
初討死多」とあるのは、湯川直春の父、直光の誤りであることを指摘しておく。途中で養子を迎えている  
とはいえ、湯川氏に近い血縁には違いなく、今も三分一と尊称される名門である。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(23)

「交通と公害」昭和五十八年四月一日掲載

この原稿が活字になったころは、もう桜の花が日高地方のあちらでも、こちらでも咲きほころびている

にちがいない。桜の下でむつかしい歴史の話でもあるまい。今月は少し趣をかえてみる。

だいぶん古いことになるが昨年七月十六・七日の二日間、川辺町誌編集委員会の三人が手取城主・玉置氏関係の事跡を調べるため伊賀上野市を訪れた。ここは伊賀盆地のほぼ中央に位置する、人口およそ六万というから、御坊市の二倍ほどの規模をもつ町である。

これまでも書いたと思うが天正（一五八五年）十三年の、秀吉の紀州攻略の前後から、玉置一族の中や家臣のうちから、十名ちかくが藤堂藩に召し抱えられているのである。藤堂の本藩は津（三重県津市）で、伊賀上野は支藩にあたり、この市立図書館に藤堂藩の基礎史料「宗国史」があり、江戸初期に上野に移った玉置氏の子孫が今ものこっている。

私たちは先ず上野市の地方史家を訪うて、玉置氏に関するお話しをきいたり、そのお一人の福井健二氏に案内されて玉置広氏宅へお伺いした。御主人はお勤めに出られて不在のため広氏の夫人が迎えてくれた。私たちが手土産に持参した径山寺味噌をとり出して、味噌の由来を説明しはじめると、夫人はすでに径山寺味噌のいわれも味も御存知であった。聞けばご主人は建設省の職員で、昭和四十年代の初めごろ、国道四二号線予定地の測量の際、そのお仕事で二・三年間御坊市にお住まいになり、ご主人は先祖のゆかりふかい手取城址へも上られたということであった。

そんなことから、お互いに昔からの知り合いのよううちとけて、夫人は奥の間から立派に巻物に仕立て表具された、伊賀上野・玉置家系図やら、仏壇に安置されていた古い位牌を持ち出して、私たちに見せた。系図はかなり長い巻物で、とうてい短時間で読んだり写しとったりできないため、一行中の一人が早速カメラにおさめた。

一行が帰ってから写真の整理をしたが、老人の私には拡大鏡を用いてもなかなか読むことはむつかしい。ただ私のその一部を読んだ記憶によると、手取城が落城して玉置家の力が以前ほどでなくなった江戸時代の初め、玉置氏の一族であった多くのものが、何らかの縁によって藤堂家に仕えたが、その中には藤堂家の本藩・津藩と、支藩の伊賀・上野に住んだものがあつた。現在・伊賀上野市田端町に住居する田端広氏は、その子孫にあたる人である。

また系図の中で年代は忘れたが、津藩に召し抱えられた玉置氏の一族が、上野藩の玉置家を訪ねて、共に紀州日高郡川上荘上和佐村・手取城を中心に暮らした日夜を回想し、旧交をあたためた記事があつたのを思い出した。その後三百年経た現在考えても、ほのぼのとした美しい話である。

玉置直和の一族が拠点とした手取城が、天正十三年（一五八五）春、湯川・玉置の内紛のため攻略された後、その家臣はそれぞれ伝てを求めて、他藩に仕官したり、あるいは土着して百姓となったことは、すでに本紙でしばしば述べてきた。

これらの人々の中で何と云っても尾州徳川家や藤堂藩の津と伊賀上野支藩に抱えられた者が、もつともおおく史料もいくらか見ることが出来る。しかもその経緯については必ずしも明らかでなく、私はかねてからこれを解明したいと考えてきた。

ところが、さきに本紙でも書いたように昨年、町誌編集委員一行に加わって、玉置一族の跡をたどるため、伊賀上野市を訪ねて地方史研究家や玉置氏末裔からお話しをきき、また市立図書館で資料を閲覧した。その時の収穫の一つである録音テープの整理が、最近ようやく一段落したので、その中から玉置氏と藤堂藩のつながりをさぐってみたい。けれども順序としてまず尾州徳川と藤堂両藩の概略を記すべきであるが、大和藩は水戸藩や紀州藩と共に徳川御三家の一つとしてあまりにも有名であるため省略して、藤堂藩について書くことにする。

藤堂高虎（一五五六―一六三〇）は藤堂藩の初代藩主で、幼名を与吉といい、今の滋賀県犬上郡藤堂村に生まれた。初め浅井長政に仕えたが、後に織田信澄や羽柴秀長に従って、しばしば軍功をたてた。文禄元年から翌年（一五九二―一五九三）へかけての朝鮮の役には、専ら水軍の指揮をとった。文禄四年（一五九五）秀長の子・秀俊の死にあうや、剃髪して高野山に入ったが、秀吉に招かれて伊豫板島七万石を与えられた。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦には徳川軍に属して、伊豫半国二十万石に封じられた。慶長十三年（一六〇八）、大坂方に対しての圧力として、伊賀全域と伊勢の安濃津（現在の三重県津市）に転封され、二十二万九百余石、さらに大和・山城の一部と下総香取を併せて三十二万二千九百余石の大藩となった。歴史辞典からぬきだした藤堂藩の概要である。

これで見ると、いわゆる戦国乱世生きぬいた猛将であるばかりでなく、機をみて転身する妙をも

ち、しかも時代の将来を適確に予見する、わるくいえば一筋縄ではゆかぬような策謀家でもあったような気がする。この高虎と玉置一族が、どのような機縁で結ばれたのか、所定の数が尽きたので紙数がつきたので、次号でふれたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(25)

「交通と公害」昭和五十八年六月四日掲載

本紙の前号で、手取城が落城後の玉置一族や家臣の行方を追及して、私たち町誌編集委員の一行が、昨年七月に伊賀上野市を訪ねたことと、伊賀藤堂藩主・藤堂高虎の生涯を述べた。

そのおり上野市の地方史家、福井健二氏が藤堂高虎は羽柴秀吉の麾下の将として、天正十三年（一五八五）の紀州攻めに参加し、その後粉河あたりに居城したことがある。玉置一族の人々が藤堂藩に多く仕えているのは、この時代に何らかのつながりを持ったのではないかとする、仮説を出された。藤堂高虎が紀州攻めに従ったことは、日高地方の旧家に古くから写本として伝えられ、「大日本史料」にも収載されている。「湯川記」「湯川実記」の両書に、「藤堂与右衛門千五百騎ニテ向タリ、……」とあることなどによって、およそ推測される。

しかし粉河村、居城のことについては不勉強のため、その根拠を明らかにしないうえきた。ところが最近になって大成中学校長・龍田義美家に「湯・玉軍談」と題する書が伝えられていることを知り借覽中、同書に牟婁郡龍松城主・山本主膳が、天正十四年、「伊都ノ郡峠ノ城主藤堂佐渡守ノ屋舗ニ逗留……」の記事を発見した。そこで伊都郡の城塞を調べたが、そのような地はなかった。あるいは那賀郡の誤りではないかと考え、調査を進めるうちに「紀伊続風土記・粉河村」の条に、「粉河村中より東粉河寺境内猿岡山といふにあり城跡東西一町南北四十間許・慶長の頃（一五九六—一六一四）藤堂大学ノ頭、居城の跡といひ伝ふ……」とあるのが見つかった。また昭和五十五年八月・新人物往来社発行の「日本城郭大系―第十卷―」に、猿岡城として「天正八一五八〇年、三木城攻略に参加した藤堂高虎はその戦功を秀吉に認められ、同十五年、一万石を領して粉河の地を与えられた。粉河寺境内脇の猿岡山に城を築き住んだのはこの時である―下略―と出ている。

山本主膳の市の瀬村・龍松城が杉若越後守の攻略によって落城したのは天正十五（一五八五）年であるから、「湯・玉軍談」による山本主膳が藤堂屋敷に逗留説とほぼ一致し、紀伊続風土記の慶長頃、藤堂大学居城とするのは、少し時代がずれている。玉置一族の藤堂家との、つながりはこの頃にできたのではないかとする福井氏の説とも付合する。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(26)

「交通と公害」昭和五十八年七月七日掲載

本紙の読者は、すでに知っておいでであろうが、本紙に長く連載している玉置史一族の本拠は、川辺町和佐の別所谷奥に築かれた手取城である。城は通称「城山」と呼ぶ、標高約一六〇坪ほどの山上にあったが、建造物は早く姿を失ったものの、本丸・東の丸・二の丸・西の丸をはじめ、腰曲輪や堀割り・土塁などの遺構がのこり、中世の城郭の面影をよく伝えている。日高地方には約八十ばかりの城跡が見られるが、手取城ほど規模が大きく、その上、昔の形をとどめている城跡はない。玉置一族のライバルで、かつ姻戚でもあり、支配地が一際多かった湯川一族の本拠地、丸山の龜山城よりも、手取城がより、複雑で大規模である点に注目したい。

手取城は天正十三年（一五八五）三月、羽柴秀吉が紀州攻めをした際、身内である湯川直春との内紛によって、湯川軍の攻略をうけて落城し、次第に荒廃しいつか草木の中に埋もれていった。

ところが昭和十四年（一九三九年）太平洋戦争がはじまり、食糧不足の時代になって、一部の人々が東の丸や二の丸を開墾して藪を作ったり、麦を蒔いたりしたが、遺構を大きく破壊することはなかった。当時ここを開拓した際、中国の古銭をはじめ古瓦・陶磁器などを発掘し、その一部は心ある人々に収集され、町誌編纂室へ寄贈された奇特な方もある。

村の古老方の云い伝えでは、手取少の建物は「かやぶき」で、庇は瓦ぶきであったとあるが、その伝えのとおり軒丸瓦や平瓦の破片、それも布目の古いものが出土して、単なる伝承でないことを裏付けている。もう一つ、この開墾にしたがった人の話では、西の丸から、さらに西の平地が墓地であったのか、かなりの数の五輪塔が出たが、これは作業の妨げになるため、ほとんどを谷底めがけて転落させたという。

昭和<sup>一九七六年</sup>五十一年三月、川辺町史蹟顕彰会が建立した「手取城址」碑に並んで、五輪塔の水輪と基盤だけを安置しているが、この基盤は逆蓮華を刻んだ立派なものである。

この五輪塔の残欠は、戦中戦後の開墾時代の災厄をようやく免れたものであるが、谷へ落とされた多くの五輪塔は、もはやたずねるべくもない。戦争による食糧不足の折からとはいえ、惜しいことをしたものである。これらの墓塔の中には、手取城の歴史を知る年代や、法名の刻まれたものも、あつたに違いないが、今は行かんともしがたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(27)

「交通と公害」昭和五十八年八月七日掲載

今回は少し堅苦しいが、検地帳からみた玉置氏について触れてみたい。検地帳についてはすでに知っておられると思うが、順序として簡単に述べておく。

検地帳とは、一口にいえば検地の結果を書き記した帳面のことである。秀吉が全国制覇をほぼ完了すると、天正・文禄・慶長にかけて、全国の村ごとに検地奉行(役人)を派遣して、地目別に一筆ずつ反別を測量し、等級を、例えば水田であれば上田・中田・下田・下下田等にわけて、その収穫高をきめ、土地の所有者を明確にし、その収穫高に応じて年貢(租税)を確定した。これが検地である。そして、その結果を記したものを検地帳とよんだ。したがって検地帳に登録された人は土地にしばらくつけられ耕作を義務つけられて、一定の年貢を負担し、勝手に村をはなれることは許されなかった。

紀州で実施された近世の最初の検地は、天正年間(一五七三―一五九一)である。しかし実際にこれを証明する検地帳は、天正十八年(一五九〇)の牟婁郡北山地方の検地帳と、天正十九年の高野山寺領検地帳が発見されているのみであった。ところが昨年であったか、川辺町誌編集顧問・小山豊氏のご努力で「天正拾五年九月十六日・紀州日高郡江川村検地帳」を文部省学術史料から発見され、そのコピーを町誌編集室に提供された。これまで県下で二例しかなかったのが、これで三例になった。しかも前記「北山地方」の天正十八年や「高野山寺領」の天正十九年よりも、三・四年さかのぼるものである。この検地帳はすでに解読され、目下、専門家のご研究を煩わしており、本紙ではその内容を詳述するまでに至っていない。

しかし、その表紙の上書きに

天正十五年 小新内 弥太郎  
宗介

### 御検地帳

江川村

九月十六日 多善介

日高郡和佐村手取山城主玉置民部少輔領知之内

とあるのが注目される。

天正十三年（一五八五）秀吉軍の紀州攻略前、湯川氏との内紛によって、一時、手取城を退いた玉置氏は、往年ほどの勢力を失ったとは云え、いまだ健在で、天正十九年の九月には、秀吉の弟である大和納言秀長の家臣・小堀新助の家来、弥太郎・宗介らによって検地が実施されたことを示している。

天正検地は太閤検地ともいい、秀吉が全国を手中におさめたものの、各地にはまだ古い土豪の勢力が残存していた。そこで太閤検地は、まず、そのような抵抗力の少ない地方からはじめられた。衆知のとおり玉置氏は以前から、秀吉の方針に順応の姿勢を示していたため、日高地方ではそこから着手したものと思われる。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(28)

「交通と公害」昭和五十八年十月六日掲載

## 山地 玉置氏

手取城主・玉置氏は十津川村玉置神社の社家から出て、はじめに山地荘に移り鶴城を根拠として勢力を蓄積し、その中の一人が南北朝ごろに和佐に進出し、川上氏を討って手取城を築いたことは、これまでもしばしば書いた。いわば山地の玉置氏は和佐玉置氏の本家筋にあたる。

和佐・玉置氏は天正十三年の秀吉の紀州進攻前に、湯川氏との内紛によって大きな被害をうけたが、後に秀吉方に取りたてられて和佐に帰り、天正十五年（一五八七）に検地を受けていることは前号で述べた。

それでは本家の山地・玉置氏はどうかであったのかを日高郡誌でさぐってみると、十一代弥三太夫は秀吉軍のため落城し、牟婁郡栗栖川にかくれた。その後、秀吉軍の武将杉若越後守に仕えたが、関ヶ原の乱（一六〇〇）で浪人となり、さらに浅野氏に召し出されて広島に移り、後にまた紀州藩に仕えたと云うが、子孫が詳かでない。とかいてある。

また近刊の「和歌山県史―中世史料二」をみると、大阪城天守閣所蔵文書のうち、「玉置文書」十六通が収録されており、年代順にひらうと、文安元年（一四四四）・宝徳二年（一四五〇）・玉置小太郎あて、天正十三年（一五八五）の玉置殿あて、同年の玉置小兵太宛・同年の玉置大膳介あて、仙光院・玉置小平太あて、玉置学兵衛尉あて等がある。

これで見ると玉置小兵太と玉置小平太とは、おそらく、同一人であると思われる。また玉置小太郎あてが宝徳二年（一四五〇）と、天正十三年（一五八五）にもみられるが、これは明らかに同名異人であろう。天正の玉置小太郎は多ぶん、宝徳の玉置小太郎の名をしのんで命名したものと推測される。また日高郡誌にいう「天正の頃玉置大膳亮真和いふ人あり……」と同一人物手、手取城で玉置氏と戦った城主である。大膳介（亮）は、後に仙光院と号したが、玉置小平太はその子である。

和佐玉置氏が秀吉の紀州攻めの際、帰順したが、同じ一族の山地・玉置氏がどうして秀吉軍に抵抗したのか、いまの私たちの考えでは納得しがたいが、このあたりに戦国武将の生き方のむつかしさが、うかがわれる。しかも「和歌山県史―中世史料二」では、和佐玉置氏が山地玉置氏討伐軍の一翼に参加していることを示しているが、次号で述べたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(29)

「交通と公害」昭和五十八年十一月一日掲載

#### 山地 和佐両玉置氏

本紙の前号「山地・玉置氏」の最後の方で私は……「しかも和歌山県史―中世史料二では、和佐玉置

氏が山地玉置氏討伐軍の一翼に参加しているが……と、この戦いがあたかも天正十三年（一五八五）の秀吉による、紀州攻めかのように書いたが、それは私の早合点で、史料をよく読むと慶長三年（一五九八）秀吉の没したのを機会に、田辺城主杉若越後守の家臣・平田喜兵衛（山地代官）の苛政に抗して、郷民が蜂起した世にいう山地一揆に関連した戦闘のことと分かったので訂正する。

さて山地一揆は杉若軍によって、程なく鎮圧されるのだが、このとき杉若軍と和佐・玉置氏が行動をとりにし、手柄を立てたが、この上いっそう油断なく働くようにとの書状が、秀吉の異兄弟、大和国郡山城主・羽柴秀長から、九月十二日付で玉置大膳介あてとどいている。

また同年十月四日付で秀吉の家臣・増田右衛門尉長盛からの書状もとどいている。それによると和佐・玉置氏はこの戦いで、一揆軍の首級三十二を豊臣軍に差し出したことが記されている。

それはよいが同じ書状の中で、「諸国の豊臣氏の家臣たちは、妻子を伏見へ人質に差出している。お前も妻子を差し出すべきであるが、息子の小平太はまだ未婚であるから、その老母（即ち直和―大膳介の妻）を上洛させよ」つまり体のよい人質督提の意を伝えている。何とも物騒な世の中であることをうかがわせる。

この年八月十八日一世の風雲児秀吉は伏見城で没しており、和佐城主・玉置直和は、翌慶長四年（一五九九）九月二十八日に病没し、小平太が跡を継ぐが、続いて慶長五年関ヶ原合戦・同十九年（一六一四）大坂冬の陣・元和元年（一六一五）大坂夏の陣と、わが国の様相は、はげしく移りかわってゆくのである。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(30)

「交通と公害」昭和五十八年十二月一日掲載

近刊の「和歌山県史―中世史料二」に、大阪城天守閣所蔵の文書が収載されているが、その中にこれまで知られなかった「玉置文書」十六通があつて、和佐手取城主・玉置一族を研究する上で、また一つ重要な史料が加えられたことになった。

前々号と前号の本紙でも、すでにそれらの文書にしたがつて一部を述べたが、今回はより古い時代の文書を取りあげてみる。

〈包紙上書〉

「民部少輔叙任之奉書沙弥判 一通」

八省輔所望事、被挙申 公家訖、可被存知之由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳二年（四五〇年）六月十九日

（畠山持国）沙弥（花押）

玉置小平太殿

短文であるが、ちつとむつかしいので、中世史専攻の方々に教えて貰ったのが、次の通りである。

まず包紙上書とあるのは、恐らく県誌編纂室が、読者のために書かれたものと思われるが、「八省輔：以下」以下の本文を包んだ紙を示し、「民部少輔叙任之奉書 沙弥判 一通」と書いてあるのである。わざわざ包紙をして、その上に「民部少輔叙任之奉書：以下」を記したのは、玉置家には多くの古文書があつて、包紙のままでは、どういう文書か分からないため、書きつけたのであろう。それ程にこの短い文書は玉置家にとって、大切なものであつたことが知られる。何故なら手取城・玉置小太郎が朝廷から民部少輔に任ぜられたとの通知書が包まれているからである。

民部少輔（みんぶしょうゆう）は、今の各省の次官に相当するものであつた。また民部省はいわゆる八省のうちの一つの省で、八省を列記すると、中務省・式部省・地部省・民部省・兵部省・刑部省・大蔵省・宮内省となり、民部省は律令制下では国家財政の計画をたて、その運用を考え、諸国の戸籍戸口・租税・田畑・山林・道路・河川などに関することをつかさどつたと、日本国語大辞典にあり、長官の卿以下、大・少輔などの役人があつたらしい。

しかし玉置小太郎が叙任された宝徳二年（一四五〇）ごろは、すでに形骸化していたものと思われる。本文については次号でとりあげたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史 (31)

「交通と公害」昭和五十九年一月六日掲載

前号で書いた漢字ばかりの文書に、今月は仮名文字で、読み下しをつけてみる。

民部少輔叙任之奉書 沙弥判 一通

「みんぶしようゆうじょうにんのほうしよ　しゃみはん　いつつう」

民部少輔は民部省の今で云えば次官ぐらいの役、それに役づけられた奉書一通という意味、現代の任官辞令にあたる。

時は足利幕府の六代將軍足利義政の時代で、沙弥判とあるのは沙弥の花押がある文書という意味である。沙弥とは本来十戒を受けた少年僧さすが、ここでは単に在俗の僧とうけとめてよさそうである。そして、この沙弥こそは紀伊・大和・河内三ヶ国の守護畠山持国（法号徳本）であった。

ついで「八省輔所望事」は、「八省ゆう、しよもうのこと」と読む。

八省輔のことは本紙の前号で述べた。八省の中のどこかの省の次官になりたいと望んだこと、という意味である。すなわち和佐・手取城主の玉置小太郎は、日高地方での勢力が次第に充実してくるにしたがい、今度は、朝廷の官職制度である八省府のうちの、ある省の少輔の職を得て、自分の、ひいては玉置家の榮譽にしたかったのであろう。

そこで紀伊・大和・河内三ヶ国の守護で大きな勢力のあった畠山持国に、朝廷へのとりなしを頼みこんだのである。依頼をうけた持国はすぐ行動をおこした結果が、次の文章である。

「被挙申国公家訖」国としたのは一字、欠字があると思われるからであり、残った文章では「申しあげられ、くげおわんぬ」と読む。平たくいうと、お前のいうてきたことは（公卿）に申し上げおわった。

続く「可被存知存之由、所被仰下也」は「存知らるべきのよし、仰せ下さる所なり」、現代風を書く「承知したと云うて下さった」となる。

そこで「仍執達如件」これは戦前ごろまで、まだ使われた文言で、誰でも知っているように、「よって執達くだんのごとし」と読む。

全体の文章を意識すると、「八省の輔になりたいと云うていたことは、公卿に申し上げたところ、承知したと申されたので、その旨お前に知らせる」ぐらいのことになろう。

こうして手取城主玉置小太郎は、民部少輔になることができた。時に宝徳二年（一四五〇）今から約五百年前のことである。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(32)

「交通と公害」昭和五十九年二月四日掲載

前号に続いて大阪城天守閣所蔵の「玉置家文書」のうち、文明三(一四七一)年三月二十七日、管領細川勝元施行状案を紹介する。

しかしここでまた耳慣れぬ「管領」という言葉が出てくる。私たちは学校の歴史の時間に習ったまま、年を重ねてその意味を忘れがちなのでもう一度、復習してみる。歴史辞典をみると管領とは室町幕府時代の職名で、將軍を補佐して政務の全般を統括し、斯波・細川・畠山の三氏が交替で就任したので、この三氏を三管領とよんだとある。今なら閣僚に相当する要職である。当時・細川勝元がその管領職にあったのである。

次の「施行状」もむつかしい。「せぎようじょう」と読まずに、「しぎようじょう」と読むのが正しい。これも歴史辞典によると、鎌倉時代にはじまり室町時代に管領制度が整うと、將軍家の御判御教書をうけて、守護に伝える管領施行状が発生するとあるから、この文書はまさにその典型的なものといえる。

地方に居住する豪族武将たち知行所(領知)を安堵(領知を主君が確認すること)する施行状は、この意味で在地の玉置氏にとっては、きわめて重要なものであった。それなればこそこの施行状は包紙におさめ、包紙には「課役免除之証文・右京大夫判・畠山尾張守宛行 一通」と、わざわざ書きつけている。

包紙にかかれていろいろ負担たとえば、人や馬や金銭の諸役をさすから、課役を免除されるとい証文は、貢のほかの、いろいろな負担たとえば、人や馬や金銭の諸役をさすから、課役を免除されるとい証文は、領知を確認されたことに次ぐ、重要な証文であった。したがって玉置家は、これを厳重に保管してきたのである。また右京大夫は管領細川勝元のこと、畠山尾張守は当時の紀伊国守護職畠山政長である。

本号は文書の題名と包紙墨書きの解説のみで終わった。次号は本文にうつりたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(33)

「交通と公害」昭和五十九年三月三日掲載

前号に続いて、細川勝元施行状案の本文を一応、原文のままに書いてみる。

玉置民部少輔繼直申、紀伊国所々知行分段銭・諸公事臨時課役并人夫・伝馬・事、被免除訖、早任去月廿五日御判之旨、可被停止使者入部之由、所被仰下也、仍執達如件、

（四七一年）  
文明三年三月廿七日

島山尾張守殿

右京大夫（花押）

これを読み下し文に直すと、

玉置民部少輔（しようゆう）に申せ、紀伊国所々知行分段銭（ちきようぶんたんせん）、諸公事（しよくし）臨時課役（かやく）并人夫伝馬等事（てんまつうこと）、被免除訖（めんじよされおわんぬ）、早任去月廿五日御判之旨（はやく去月廿五日ごはんの旨にまかせ）、可被停止使者入部之由（使者入部ちようじせらるべくの由）、所被仰下也（おおせ下げらるる所なり）、仍執達如件（よつてしつたつくだんごとし）

となる。この前も書いたが、右京大夫は時の管領、細川勝元で、当時の紀伊国守護・島山政長にあてたものである。かねてから手取城主・玉置民部少輔繼直が、その所領が諸公事や臨時課役と人夫・伝馬などの義務を負わされていたことに対し、守護島山政長に苦情を申し入れた。そこで政長は管領細川勝元にその旨を上申したのに対する返信と思われるが、次号では本施行状の内容に、具体的な説明を試みてみたい。因みに玉置繼直は手取城主の何代目に当たるのか、日高郡誌―名門人物誌にも、小谷緑草氏が御坊文化財研究会の機関誌「あかね―第一〇号」に発表した、「手取城主 玉置関係図」にも、その名はみられない。とにかく玉置氏歴代については謎の部分が多いため。

（註Ⅱ玉置繼直 手取城主四代 玉置氏系図：平成二十一年七月二十五日谷口敏雄氏作製による）

## 郷土雑記

### 玉置一族史(34)

「交通と公害」昭和五十九年五月三日掲載

以前から三・四回にわたって本紙に連載してきた、管領・細川勝元の施行状の案文を、現代風に直すと玉置民部少輔に申しけよ、紀伊国所々の玉置家の領地の、段銭や色々の公事や課役の人夫、伝馬のことは免除された。早く先月廿五日の將軍ご判の意を体し、玉置領内に入りこんでいる役人たちを、立ち帰らせるように仰せ下げらるる所である。依ってこの通り通知する。

ぐらいのことになろうか。和佐手取城主・玉置継直には度々の段銭や諸公事や伝馬を課せられることは、かなりの負担になったのであろう。そこで、それを免除してほしいと管領・細川勝元に訴え出た。それを受けて細川勝元は、將軍へ執りなしたところ、文明三年（一四七一）二月二五日、將軍の印鑑を押した、裁許の命令書を管領に渡した。

これによって管領細川勝元は当時の紀伊国守護・畠山政長にこれを伝え、政長に早く將軍の意を玉置継長に申し聞けよと記したのである。

以上によって手取城主・玉置継直は、多年の念願を達し、爾来、玉置氏の領内は段銭や諸公事や臨時の課役・伝馬等に金品・人夫を出す義務を免除され、めざわりであった守護職の役人も、領内を立廻ることもなくなったのであった。

これは私の推測にすぎないが、玉置氏にとってこれまで様々な名目で守護に負担を強いられていた経済上の損失よりも、自分の領内から守護の下っ端役人共をしめ出した、世間的な面目と名誉の方が、はるかに大きな効果があったのではないか。もっと穿って考えると玉置継直は最初から、それをねらったからの行動であったとも思われるのである。

それはともあれ、継直紀州の諸土豪たちの中で、大いに鼻を高くしたことだけはまちがいあるまい。こうして玉置一族は次第に力を強化してゆくのであるが、それらを示す史料は大阪城天守閣蔵の玉置文書にはなく、この文書より百十四年後の、天正（一五八五年）十三年五月の、羽柴秀吉朱印状がこれに次ぐ。天正の文書には、全盛を誇っていた玉置一族が、やがて迎えねばならぬ玉置氏一族離散の運命を、かすかに窺わせるような性質のものであるが、詳しくは次号で紹介したい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(35)

「交通と公害」昭和五十九年六月一日掲載

本紙で数回にわたってきた玉置家文書（大阪城天守所蔵―和歌山県史―中世史料二所収）も、さきの文明三年（一四七一）のものから、一気に百十余年時代がさがって、今回は次の文書を紹介する。

態申遣候、仍来月三日長曾我部（羽柴秀長）為成敗、至四国出馬候、然者其方事、有陣用意、美濃守次第第二可罷立候、船等相隨人数美濃可相渡候、聊不可有油断者也、

（天正十三二五八五年）  
五月八日

秀吉 ○（朱印）

### 玉置殿

年号を省略しているが、秀吉の四国攻略は天正十三年（一五八五）であるから、和歌山県史も、そのように註書している。さきに百十数年代が下ったとしたのは、そのためである。「長曾我部」は長曾我部元親であり、美濃守は羽柴秀長であることも、県史は註している。テレビでおなじみの秀吉の異父弟で、資性温容よく秀吉を補佐し大和郡山に入封した。漢字ばかりの文書は次のように読む。

わざわざ申しつかし候、来月三日より長曾我部成敗（せいばい）のため、四国にいたり出馬候、しかれば其の方こと陣の用意あつて、美濃守に立つべく候、船など人数相隨い、美濃守に相渡べく候、いささかも油断有るべからざるものなり。

天正十三年といえは日高地方の人々がよく知っているとおおり、湯川直春の龜山城が其の年の三月、秀吉に攻められて落城し、このころ城主・直春は中辺路町あたりで、秀吉軍の一部とゲリラ戦を展開していた。しかし秀吉軍の主力は六月三日に主将秀吉が陣頭に立って海を渡り、四国の猛将、長曾我部も元親と戦うべく麾下の將兵に動員をかけ、着々と戦備をととのえつつある様が窺える。恐るべき強大な秀吉軍団である。

衆知のように当時、日高地方を制覇していた二大土豪中の湯川氏は、前述のとおり秀吉に攻略されたが、玉置氏は進んでその翼下には入ったので、其の一族はのこった。しかし湯川氏との内紛の傷痕のいえぬうち、早くも秀吉からの四国出陣準備命令である。しかも其の文章は冷酷ともみえる厳しさで、有無を云わさぬ強烈さがある。

要約すると、六月三日に長曾我部征伐に出立するから、船と人とを用意して羽柴美濃守に渡し、美濃守の差し図にしたがえ、ぬかつたならいかんぞ。と云うのだから諸国の將兵は、まず秀吉の意気に圧倒されたと思われる。

「交通と公害」昭和五十九年七月九日掲載

- 一 みかた（味方）陣ちとりにおゐて（陣地取に於て）、濫妨狼箱の輩（乱暴ろうぜきのやから）、可為一錢切之事（いっせんざりの事たるべし）
- 一 ちんとりにおいて（陣取に於て）、火を出す輩これあらば、すなはち（即ち）其者からめとり（搦め捕り）出しおくべし、自然ちくてん（逐電）せしめは、其主人可成敗事（その主人せいはいすべきこと）
- 一 ぬか（糠）・わら（藁）・薪・そうし（雑紙）以下、亭主にあひことわり（相断り）これを可取事（とるべきこと）

右条々、違犯之輩有之者、可加成敗者也

天正拾三年五月日

○（朱印）

玉置殿

これは本紙の前号で紹介した秀吉の四国攻めに対して、手取城主・玉置氏あての秀吉朱印状につづくもので、前紙では出陣準備を命令しているが、この朱印状は四国陣中において、各将兵の行動心得を指示したものであり、それによると、先ず、

- 一 敵陣を攻めるにあたって、乱暴狼藉を働いた者、つまり非戦闘員である農民や商人その他、婦女子に乱暴したものは一錢切りにすると申し渡している。「一錢切り」とは一錢盗んでも徹底的に処分することをいう。
- 二 敵陣の攻略にあたって火を出す輩、放火する者があれば、その者をからめ<sup>（搦め捕って）</sup>とおけ、もし逃走するようなことがあれば、その主人、すなわち隊長を処分するぞと云うのである。今も昔も戦いに放火はつきものである。これは敵の住家と物資を奪うためであり、同時に戦……（以下紛失）

「交通と公害」昭和五十九年八月二日掲載

これも前々から連載している大阪城天守閣所蔵の文書の一つで、少々むつかしいが先ず漢字の多い原文を書く。

羽柴秀長書状案

猶以此中粉骨無比類候、以上、

山さかし專一候、

書状披見候、山地居屋識(敷)自焼仕、罷退候処ニ、其方手者追討仕、首(持參)持候、無比類手柄于今不始候、南部川如申付候ニ、五日も三日も返留候て、山駈仕候てこと(悉)く可討果候間、弥可被入精候、不可有由断候、此中軍身大方ならざる粉骨共候、弥氣遣專一候、謹言、

九月十二日

(羽巻)秀長 (花押)

玉置大膳介殿

これを現代風に読むと

なお、この中をもって粉骨比類なく候、山さがし專一に候

書状披見候、山地居屋敷焼仕るより、まかり退き候処に、其の方の手の者追討仕り、首持參候、比類無き手柄今に始まらず候、南部川申付候如くに三日も五日も返留候て、山駈仕候て、ことごとく討果たすべく候間、いよいよ精いれらるべく候、この中軍身大方ならざる粉骨どもに候、いよいよ氣遣い專一に候、謹言

と読むべきかと思う。

この文書も、秀吉の紀州征伐に関して、地元の土豪の対応を知る上で、きわめて貴重でしかも興味ふかいものがある。秀吉軍が日高に進攻して、約六ヶ月後まだ日高奥地では秀吉軍に対し、土豪の抵抗が続いていたことが知られる。羽柴秀長は秀吉の異父弟、玉置大膳介は、俗に玉置権守と云われる玉置直和をさす。本文の内容については次号で述べたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(38)

「交通と公害」昭和五十九年九月九日掲載

前号の注釈を書く。

書状を見た。山地の敵(山地鶴ヶ城の玉置一族か、そうとすれば手取城の玉置は秀吉軍と通じたが、山地玉置は反抗したものと解釈される)の居屋敷が焼けたため、敵は退却したり四散し、なお敵対行動を続けたところへ、お前(和作・玉置直和)の兵卒どもが追い討ちをかけ、敵兵を討ちとりその首を持ってきてくれた。お前の兵卒がこれ程の大きな成果は今に始まったことではない。

さらに南部川筋の敵兵掃討のことはかねて申しつけているように、三日も五日も返留(これは逗留の誤りであろう)して山々を駆けめぐり、ことごとく討ちはたせ。このことについてはいよいよ精魂を入れるようにせよ。決して、油断があつては相成らんぞ。

この間からの軍(いくさ)においては、大変な骨折りであったが、今後も一層の気配りと奮戦に全力をあげよ。

と云うほどのことになる。いつの時代でも戦争とは非情なものである。山地玉置と和佐玉置はもともと同一祖先から出ている。天正十三年(一五八五)の秀吉の紀州進攻までは、両家は相互に協力して、日高川奥地と日高川下流域域において、その勢力を誇った間柄であったが、紀州侵攻に際して意見を異にし、血で血を洗う悲劇となった。しかし明日を知れぬ戦国乱世を生きぬくためには、是非もないことであつたと思われる。

山地玉置一族に関する料書は他にもあるが、それは次号でとりあげたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(39)

「交通と公害」昭和五十九年十月七日掲載

また漢字ばかりの難しい文書が続けけるが、和佐・手取城主玉置直和およびその子小平太が、天正十三

(一五八五)年・秀吉の紀州侵攻に、どう対処したかを知る貴重な史料と思われるので、一応原文を掲げる。

増田長盛書状

去廿九日御状令拜見候

- 一 山地谷悉隙明候付而、去月廿四日ニ田辺迄、諸勢被打出候由、尤候、
  - 一 御手前へ前後首数廿二被差上候、誠今度別而御粉骨之段、書中不得申候、
  - 一 諸国御家人妻子在伏見ニ付而、御手前之義申入候、小平太殿いまた御女房衆無之付而、老母可有御上洛由、得其意候、何篇於此方可申請候、
  - 一 武具かりの儀ニ付候て、様子先書ニ申入候、
  - 一 小平太殿、田辺普請、隙明次第ニ御上尤候、先近日仙光院可有御上洛通、承届候、尚期面上候、
- 恐々謹言、

十月四日

(増田右衛門尉)

増右

長盛(花押)

仙光院

玉置小平太殿

御返報

さて、これをどう読むのか中世文書は難しいが、多くの中世史専攻の方々のご意見を参考にして、始めから読んでみよう。

- 一 山地谷悉隙明候付而(さんぢたに、ことごとくひまあき候について)、去月二十四日ニ田辺迄、諸勢打出候由(しよぜいうちでられ候)、尤候(もつとも候)
- 一 御手前(おてまえ)へ首数廿二被差上候(さしあげられ候)、誠今度別而(まことにこんどわけて)御粉骨之段(ごふんこつのだん)、書中不得申候(しよちゆうさる申しえず候)、
- 一 諸国御家人妻子在伏見ニ付候而(しよこく、ごけにん妻子、伏見にありつき候について)御手前小平太殿いまだご女房衆無之付而(これはなきについて)、老母可有御上洛由(ろうぼ、ごじょうらく、あるべきよし)、得其意候(その意を得候)、何篇於此方可申請候(なにへんこちらにおいて申しうべく候)

以上のように読んで大体、大きな誤りはないと思われる。なお残りの二つの文書は、次号で読み下し、

併せてこれらの文書を意識したい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(40)

「交通と公害」昭和五十九年十一月 日掲載

前号に続いて、その残りの難しい文書を書く。

- 一 武器かりの儀ニ付候て、様子先着ニ申入候、
  - 一 小平太殿、田辺普請、隙明次第第二御上尤候、先近日仙光院可有御上洛通、承届候、尚期面上候、
- 恐々謹言

十月四日

(増田右衛門尉)  
増右

長盛(花押)

仙光院

玉置小平太殿

御返報

さて今回かかげた一の文章には、格別むつかしい文字はなく、そのまま読み下してもよいと思われるので、特別ひら仮名に直すのをやめるが二番目は

小平太殿、田辺普請(ふしん)隙明(すきあき)次第、御上尤候(おのぼり、もつとも候)、先近日仙光院可有御上洛通承届候(まず、きんじつ、せんこういん、じょうらくあるべきとおり、うけとどけ候)、尚期面上候(なお、めんじょうきし候)

ぐらいに読むべきであろう。次にこの文書を書いた「増右」「長盛」は(書)の通り増田右衛門尉の畧称であるのは云うまでもない。増田長盛は「ますだ」とよばずに、正しくは、「ましたながもり」と読む。天文十四(一五四五)年、秀吉と同じ尾張の国(愛知県)に生まれ、秀吉に仕えて検地を行って功をあげ、朝鮮出兵の際は兵糧や兵器の輸送に活躍し、後に大和郡山城二十万石を与えられ、五奉行の一人ともなった、秀吉の側近の重臣である。したがって長盛が秀吉の意をうけて、天正の紀州攻めの後、日高地方の旧支配者の一人であった玉置氏に、書状を以て秀吉の命を伝えてきたのは当然といえる。

しかしこの長盛も大坂城が落城した元和元（一六一五）年に自刃した。忠義一筋のこぶしであったらしい。またこの書状には十月四日と月日はあるが、年代が記されていないものの、この書状の内容や前後の文書からみて、秀吉の紀州攻めのあつた天正十三（一五八五）年とみて、誤りはあるまい。宛名の仙光院は「仙興院」すなわち手取城、最後の城主であった玉置直和をさし、「玉置小平太」は直和の子である。次号でこの書状の内容について少し解説したい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(41)

「交通と公害」昭和五十九年十二月一日掲載

本紙・前号の後書きめいた文章にしたがつて、前号・書状の内容に少しふれることにする。先ず、「一 武具かりの儀ニ付候て、様子先書ニ申入候」の下り、「武具かり」とは後の「刀かり」と同じ性格のものと解釈すべきであろう。

鎌倉時代（一一八六—一三三三）いや、もっと以前から、農民、特に上層農民を中心に、おおくの人々は自衛上、刀をはじめ色々の武具を持っていた。したがって時の支配者酷政が続くと、農民はいっせいに武具をとってたち上がった。少し適切さを欠くが、戦国時代に各地におこった、一向一揆などその一例といえよう。支配者は各地方で蜂起した一揆の処理に手を焼いた。

それらの苦い経験から豊臣政権が確立すると、国民の殆んどをしめる農民の反抗を未然にふせき、従順な年貢負担者とするために、天正十六（一五八八）年秀吉は有名な「刀狩令」を發した。「刀狩」というが刀に限らず一切の武具類の、強制的な取り上げであった。武器を持たぬ庶民は、まるで手足をもがれた蟹と同じで、武器を揃えた支配者（武士団）の前に、成す術はなかつた。

しかし酷政にも限度があつた。無理が重なると農民は、大きな犠牲を覚悟しながらも、江戸時代を通じて大がかりな農民一揆が、浪のうねりのように各地でおこり、全国の農民一揆の数はおびただしい件数にのぼる。比較的、天候と地勢にめぐまれていた紀州藩でも、文政六（一八二二）年の大旱魃による水争いに端を發した紀ノ川筋の百姓一揆は、これに加わつた百姓十数万という規模で、和歌山城下の地藏ノ鼻にせまり、紀州藩を震撼させた。なお此の一揆の中に江川組和佐村出身の利吉が加わつており、後、江川組大

庄屋・瀬戸左太夫が、御役被免の原因となった。

話が脱線したが、秀吉が「刀狩」の令を出したのは前述の通り天正十六年であるが、彼の胸中には紀州攻めをした天正十三年には、すでにその構想が練られていたことが、この文書が物語っている。

「武具かりの儀ニ付候て様子先書ニ申入候」は武具かりのことは、先に出した書状で申入れているから、その通りに実施せよと強く迫ったものと考えられる。このようにして豊臣政権は一步一步と確立されてゆき、そこには在地諸豪にも有無を云わせぬ、峻烈な語気がみられて興味ぶかいものを感じさせる。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(42)

「交通と公害」昭和六十年一月一日掲載

一 諸国御家人妻子在伏見ニ付候而、御手前之儀申入候、小平太殿いまた御女房無之付而、老母可有御上洛由、得其意候、何篇於此方可申請候、

大事なことを忘れていた。大阪城天守閣蔵の一連の玉置文書のうち前掲の文書について、本紙一一七号(十月号)で、せっかく読み下し文をつけて掲載したが、その解説文を載せるのを抜かって、十一月号ではこの後に続くべく文書の解説を書いた。つまり前後をとりちがえた訳である。私も老化したものと自分ながらあきれているが、おそくなったとお詫びしつつ、ペンをとる。

まず初めに出てくる「御家人」とは、角川書店日本史辞典によると、「鎌倉時代、將軍の家臣が將軍を尊んで自称したことから一般化した言葉。將軍から本領を安堵され、給恩を与えられた反対給付として、大番役・警固など御家人役を將軍に奉仕した。江戸時代には……」と記されている。

定義として表現すると、つまり將軍の家来と云うことになりそうである。天正十三年ごろは、秀吉の国内統一がほぼ達成し、いわば実質的な將軍と称してよい。したがって以前の諸国の旧土豪は、秀吉の御家人となる。

そこで諸国の旧土豪の妻子は伏見にありつき候と書いているが、実は秀吉に人質として伏見に強制的に住居させられたのである。だから玉置小平太(手取城主・玉置直和の嗣子)、お前も人質として妻子を出さない。しかし小平太はまだ妻がないのだから、そのかわりに老母(小平太の母、すなわち直和の妻室)が

伏見に上ってくることで諒承した。何篇(なんべん)この意味がよく分からないが、いずれ伏見へ上ってきたなら、こちらで申請けします。と解釈してよいと思う。

この文書は一読して口調は割合にやさしいが、やはりその裏面には権力者秀吉の、有無を云わせぬ峻烈な決意をうかがわせる。またこの文書で知られる事は、直和の嗣子の小平太は、この時期にはまだ独身であったこと、老母とあるから直和の妻室は、流説のように手取城落城の際に自害せず、その後も健在であったと考えられることである。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(43)

「交通と公害」昭和六十年二月七日掲載

長い間、大阪城天守閣蔵の「玉置家文書」の解説を続けたが、一般に興味のありそうな同文書は終わった。

そこで多門院日記の中から、天正十三(一五八五)年の秀吉軍紀州侵攻前後の、日高地方の状況を伝える条を書く。

一 中略、秀吉、根来・雑賀ヲ下スコトニカカル、三月二十一日ノ条ニ収ム。

「熊野へ玉木(玉置)、筑州申合、湯川可打果トテ人数立云々、一時如此成下事、天道不知事也」この読み下し文は「書」の文が肝要なので、その部分のみを抽出すると

熊野へ玉置、筑州申合、人数立つ、云々、一時かくのごとく成り下ること、天道知らざること也となる。さらに、これを意識すると、

熊野へ玉置と筑州(秀吉軍)と申合、湯川の残党を討伐すると、人数を催し出発した。天道にそむくような、このようなことは、かって知らぬことである。

大体こんなことに解してよかろうと思う。

これまでも書いたが、天正十三年の秀吉の紀州南征の際、湯川氏はあくまで抗戦したが、玉置氏ははやく帰順の意を表した。そこで秀吉軍は帰順した玉置氏と申し合わせて、湯川軍の討伐に移った。しかし玉置・湯川は紀南の地であって、しかも両家は因叔の関係であったので、世間ではこれが天道であろうかと

評判になった。

多門院日記というのは全四十六卷あり、奈良興福寺の塔頭（たっちゅう）多門院の日記で、文明十（一四七八）年から元和三（一六一七）年に至り、筆者は宗芸・英俊・宗英、特に俊英の手になるものが多く、戦国時代から江戸初期までの過渡期の政治・社会・文化の貴重な史料と云われ、この評判は紀州から遠くはなれた、奈良の興福寺の塔頭まで聞こえたということは、戦国時代にあっても、かなり異常な事件であったと考えられる。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(44)

「交通と公害」昭和六十年三月七日掲載

以前から連載してきた本紙の一連の玉置家文書によって、これまで地方に遺っていた、云い伝えや系図のみが依り所であった玉置家の姿が、より正確な中央の史料によって、やや正確に分かってきた。

地方に今も語り伝えられている口碑・伝承の類といえども、やはりよりどころがあり、まんざら根も葉もない絵空事ではなからうし、系図にしても根拠はあったに違いないが、前者は事柄をやや誇大化し、後者はこれを美化した傾向がみられる。この点、第三者が書いた文書には、誇大化し美化する必要がない。しかし遠隔の地で書き記したものにだけに、ややもすると正確さに多少の難点はあるが、それでも伝説や系図に比較した場合、信頼度は格段に高い。

私達はこれまで勉強不足と地理的不作のため、中央の史料に注目しないうえに、然し地方史も近年大きな進歩を示し、また史料も多く出版されるにしたがい、これらの成果を吸収しはじめ、日高地方の二大土豪・湯川・玉置両氏の実像が、実証史料の裏付けにもとずき、はじめて、より正確にうかがい上がってきた。

玉置氏の行動を記した史料としては、古いものでは太平記（全四十巻の軍記物で小島法師の作といわれるが、はつきりせず南朝に近い僧侶の作に、多くの人々の手が加わり一三七〇年代に成立したというのが、今の歴史学界の定説となっている。）次に花營三代記があるが、これは室町武家日記とも云い、作者は不詳であるが、幕府右筆の筆と推定され、一三六七―一四二五年、足利將軍義満・義持・義量（よしかず）三代に亘る。

また永享以来御番帳もある。一四四四―一四四八年のもので、御番帳とは室町幕府側近を警固する武人の氏名を、順番別に記した帳簿を云う。続く大乘院寺社雑事記があり、これは、雑事記を(ぞうじき)と読まずに(ぞうじき)と読むのが、学界の通説となっており、現代全七巻として公刊されている。大乘院は奈良・興福寺の塔頭の一つで、一四五〇―一五二七年に至る日記体の記録であり、応仁の乱前後の基本史料と云われ、原本は内閣文庫の所蔵である。

この他にも有名な群書類従や大日本古文書・大日本史料をはじめ前年来連載した大阪城天守閣蔵の玉置文書がある。これらを並べると、これらの文書の信頼性がどの程度のものか、ほぼ推察される。

目下編集集中で来年十一月ごろ刊行予定の、川辺町史―史料編上巻には、これらの文書が残らず収録される筈である。御期待して戴きたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(45)

「交通と公害」昭和六十年四月五日掲載

## 湯玉軍談

今年には御坊市亀山城を本拠とした湯川一族が、天正十三(一五八五)年秀吉軍の紀州来攻で敗れて、ちょうど四百年に当たるため、関係者の間でこれを記念すべく、様々な事業を行い湯川氏の往時を偲ぼうと計画を進めつつあることは、地方新聞でもしばしば報道されてきた。

湯川氏の歴史については、断片的であるが、中央の史料にもかなり発見され、これらは先年刊行された御坊市史―史料編(一)や、和歌山県史―中世史料にも数おおく収録されているが、このうち最も読みやすい面白いのは、「湯川記」・「湯川実記」の二冊である。両冊ともその作者と著作年代は不明であるが、ともに江戸時代中期以降の作であろうと推察され、内容は虚実相半ばし、いわば「太平記」に似た性格のものと私は考えている。

ところで同じころ玉置氏と並び称せられた玉置一族の方には、「湯川記」や「湯川実記」のような読み

ものとしては、日高町高家・玉置家所蔵の古文書や家譜の中に、これに類するものがある。

しかし、これは短章であるため、せめて量でも湯川実記や湯川記に匹敵する文書はないかと永年さがしていたところ、一昨年、川辺町史編集室が、玉置一族史を戦記物説風に記した、「湯玉軍談―熊野之巻」・「湯玉軍談―日高之巻」を発見した。所蔵者は現在の中津村田尻の龍田義美氏で、同書―熊野之巻は和紙四十二枚に墨書、日高之巻は百三枚である。龍田氏は田尻村の旧家で、代々田尻村庄屋や中山中組の大庄屋を勤めた家であるから、こうした文書があっても不思議ではないが、三十年ちかい昔に見た「川中村誌資料」にもとり上げられていなかっただけに、とにかく珍しいものと云える。

この文書を通読すると文中に、龍田雅家がこれを書いたと出てくるし、天明元（一七八一）年云々とも書いている。したがって湯玉軍談二冊は、天明ごろの作と考えられるし、日高郡誌―名門・人物誌中の龍田氏系図の中にも雅家の家が記されている。

なお、湯玉軍談の書名の湯は湯川氏を、玉は玉置氏を意味し、軍談の方は天正十三年、湯川・玉置氏の内戦を念頭においたものと考えられる。内容については次回で紹介したい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(46)

「交通と公害」昭和六十年五月五日掲載

## 湯玉軍談

本紙の前号で、日高地方に古くから伝えられてきた軍記物に、湯川一族を中心にした「湯川記」と「湯川実記」があり、玉置一族の終始を物語風に書いたものに「湯玉軍談―日高之巻・熊野之巻」があると述べた。そこで本号では先ず「日高之巻」の冒頭の、一部を抜き書きしてみる。

………に同国・手取ノ城主に玉置民部少輔長春と申すは、贈太政大臣不比等公の四代中納言貞嗣卿七世の孫右兵衛左能道の嫡子、四郎右近の太夫季兼十九代の後胤・玉置尊忠八代の嫡流玉置庄司尊春より九代の武名を受け継ぎ、日高郡川上ノ庄併に志賀の庄及び、有田郡水尻の荘を知行し智勇当世に恥

じぎる名士なり。

とここで、ながながと玉置一族がいかに高貴な血脈を伝えているかを誇示している。湯川氏は清和天皇から始まる甲斐源氏を立家の祖としているのに負けず、玉置氏はさらにこれをさかのぼって、齋明天皇の贈太政大臣藤原不比等が、その遠祖であるとしている。これは、これまで玉置氏は平中将資盛の子、資平あるいは岩城判官の後とする説と、まったく異なっているが、私はどの説もあまり信用していない。しかし格式や身分制度が重んじられた封建社会では、案外にこうした粉飾も必要であったのかも知れぬ。

なお不比等は「この世をば、わが世とぞ思う望月のかけたることの……」の有名な歌で知られる藤原道長の子で、大宝律令を作るのに尽力、大納言・右大臣を歴任し、律令政治の実施に専念し、養老二（七一八）年太政大臣に推されたが固辞、大宝律令を修正して養老律令を完成した。また平城京遷都の折は、一族の氏寺・山階寺を新都に移して興福寺と改称したというから、話は大きい。

次に太政大臣不比等とせず、特に贈太政大臣不比等と、贈の一字を加えているのは、養老二年に太政大臣に推されたが固辞したため、死後に贈太政大臣正一位となったことを、「湯玉軍談」の作者は知っていたからであり、なかなかの歴史通であったことをうかがわせると同時に、むやみに勲何等をほしがる当世人とくらべて、不比等はやはり人間がひとまわり大きかったように思われる。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(47)

「交通と公害」昭和六十年七月八日掲載

## 湯玉軍談

前号で私は「湯玉軍談」に記されている「玉置氏」の出自の概略を紹介し、このうちの藤原不比等をその祖とする説などは、あまり信用できないと付記した。この考えは今もかわらない。

さて「湯玉軍談」は、こうした玉置家の先祖自慢をながながと書いて、その目的とする玉置直和（和佐・手取城主）と湯川直春（亀山城主）との内戦の段階にうつるのである。そもそも玉置・湯川両家は姻戚の



## 湯玉軍談

本紙の前号では天正十三（一五八五）年、秀吉の紀州攻めを前にした日高の土豪で、龜山城主・湯川直春の対策会議の様子を、湯玉軍談によって記したが、今回は湯川氏と並び称せられた勢力を誇る、手取城主・玉置氏の対応の模様を同じ湯玉軍談によって述べることにする。

湯川直春はこの会議で終始、秀吉軍に対し高姿勢をとり、老重臣の諫言をしりぞけて、やがて秀吉軍を迎撃ことに踏み切り、先ず、湯川氏と姻戚関係で近接する手取城主・玉置長春（直和）のもとへ、湯川軍と共同協調を構え、秀吉軍を迎撃するよう強く求めてきた。以下、湯玉軍談を引く。

折節、長春（直和）例ナラズ病ノ床ニ在テ此ノ趣ヲ聞ユ、嫡子、但馬佐長岡（たじまのすけながおか）玉置小平太）を呼ンデ申ケルへ尚春（直春）自ラ血氣ノ勇ニオゴリ家ヲ滅シ身ヲ失ンコト眼前ニアリ、ソモソモ、秀吉公ハ卑賤ヨリ出ルト雖モ、行ク処必ズアタリ、欲スル処コトゴトク心ノママニシテ、立チ処ニ一天下を掌握スルコト天ノ許ス処イチジルシ、去レバ今ノ世ニアタツテ秀吉公ニ背カンバコレ即チ天ニ背クナリ、天ニ反ク者イズクンゾ亡ビザルコトを得ンヤ、イマシクモ弓矢ノ家ニ生キル者ノ義ニ依テ、身命ヲ捨ツルコトハ珍シカラズ。天命ニ逆ライ時宣ヲ知ラズ、徒ニ家ヲウシナイ身ヲオトスハ、不覺、コレニ過ギタルハ有ルベカラズ、汝、若年ノ時尚春（直春）ト親子ノ約ヲナシ、其ノ後マタ彼ガ娘ヲ娶テイヨイリ重縁ヲ結ブ、サレバ此ノ度ノ淨沈、カバネヲ野山ニサラストモ、尚春（直春）ト共ニ兎ニ角モ成ン事、義ヲ守リ信ヲ失ハズト云フベンカ。然レドモ尚春（直春）近年、虎狼ノ野心ヲサシハサミ、事ニ寄セ当家ヲ潰シテ領地ヲ併セ奪ントスルノ結構、我レ既ニコレヲ察スルト雖モ、我家ヨリハ益々親切ヲ尽シテ時節ヲ窮ウ処ニ、今度ノ難題ナリ（中略）。我レ齡八十二及ビ老病重ク思慮正シカラザレバ、是非ノ議論ニ及ヒ難シ、唯々、汝ガ所存ニ任セテ事ヲ計ルベシト申サレケル。そこで長岡（小平太）はその旨を湯川の使者に告げるのであるが、以下は次号へ掲載したい。

## 湯玉軍談

前号の続きを書く、

「長岡、畏り承ッテ再ビ脇田藤六ニ対面シ返答アリケルハ、仰セ下サルル条承リ届ケ候、然ルニ老父長岡病氣危ク、己ニ万端取り乱シ候間、是非ノ御返答ハ重ネテ演舌ニ及ブベキ旨、宜シク披露ニ預ルベシト述ベラレケレバ藤六、立歸リテ件ノ旨言上ス。尚春悦バズシテ扱サへ彼等父子弥々同心セザルナリ、コレ禍ナレバ速ニ除クベシト、其ノ後、玉井善右衛門ヲ召シテ申シケルハ、存ズル旨アレバ汝、手取城ニ參リ長岡ガ妻ヲ連レ歸ルベシ。玉置容易ニ歸サザルコト有ルベシ。能クヨク拵エ欺ムイテ同道仕ルベシト云ヒ含メケル。」

湯川直春は湯川氏に同調しない手取城の玉置一族を先ず攻撃すべく決心したが、手取城には城主の妻室として我が娘がいる。城と運命を共にするのは不憫である。その前に我が娘を龜山城に連れ戻すべく画策したのである。

使者が手取城で城主の妻室に対して、

「御父尚春様、コノゴロ御不例ニテ御対面アリタキトノ仰セニ候条、御立歸リ御対面アルベシトゾ申入レケルニ長岡ノ妻室コノ由ヲ聞テ、サテ申サレケルハ父ノ不例、誠トシカナズ、コノコロ脇田藤六ヲ以テ仰コサレタル旨、自ラモ、ホノカニ是ヲ承ル。定メテ其ノ儀ニ依テ妾ヲ召サルト覺エルナリ。サルニテモ親子引別レ敵味方トナリテ銚サキヲ争ソウ事ハ昔ヨリソノ例ナキニアラネドモ、夫ハトルアレサル事ハ人倫ニモ背キ仏神ノ冥利モ恐レアルコトナレバ、夫、長岡殿モ善惡トモニ仰セハサノミ域レマジキカ、サハ云へ如何ナル所存ノ有ルベアヤ女ノ知ル処ニアラズ。年ゴロ父ノ御教訓ニモ家ニ在リテハ父ニ従イ、人ニユキテハ夫ニ従イ、老イテハ子ニ従フ事ヲ、女人三従ノ礼儀トスル由、宜ベ

玉イシヅカシ、サレバ善ニモ悪ニモ夫ニ従ウベキ女ノ身ナレバ、コノ後イカナル不思議イデ来リテ、コノ城ニ成リ行キ候トモ、ソレハ露ホドモ嘆クニ足ラズ。今、父ノ仰セニ従ヒ立チ帰リナバ、大事ニ臨ミ命ヲ惜シミ夫ヲ見捨テ逃ゲ帰リシナド聞コエナバ、自ラノ恥ノミナラズ湯川ノ名ノ(キズ)ナラシ。

と女ながらも使者に語るのである。このあたりの記述は「湯玉軍談」と同質の「湯川記」や「湯川実記」でも、読む人の涙をさそうところであるが、以下はまた次号で述べたい。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(50)

「交通と公害」昭和六十年十月四日掲載

## 湯玉軍談

前号では天正十三(一五八五)年春秀吉の紀州攻略の際、龜山城主・湯川直春が秀吉軍に抗戦を決意して、手取城主・玉置直和を味方に誘うべく進めたのに対し、玉置直和が同意せず意見が対立したため、湯川直春は秀吉軍の進攻の前に直和を討つべく決心をした。然し直春の息女が直和の妻室であり、先ず使者を送って我が子を龜山城に連れ帰ろうとした。その使者と直和の正室(直春の息女)との、対応の場面を半分ばかり書いた。今回はその続きを湯玉軍談によって書く。

「大方ハ敵ノ城ニ置キ殺サンハ不便ナリト思召シテノ御計(はからい)ト思フナリ。御慈悲ノ程ハ生々世々忘レ参ラセズ女ノ身ナレバ此ノ城アリトサモ、御陣ニ向ヒ矢一ト筋射ネバトテ、夫エ対シ不忠トモ不義トモ云ワレマジ、此ノ期ニナリテハ仰セニハ随ヒ申スマジ。思召(オボシメシ)詰ナレシ御事ハ、如何ニ申上ルトモ翻(ひるがえ)サセ玉フコトニ有ルマジケレバ、必ズ童(わらわ)ガ事ハ、露御心ニ掛ケ玉フナ、聊(いささ)モ御恨ミニハ存ズマシト、能々(よくよく)披露有ルベシ、斯ク申ス上ハ重ネテ迎ニ参リナバ、父上ノ御使トハ申マジキゾ。今生ノ対面コレマテナリト、双眼ニ涙ヲ浮ベナガラ、詞(ことば)涼シク述ベラレケレバ、玉井(直春の度者)モ重ネテ申スアキ言葉ナク仰セノ趣感心仕ル処

ナリ。立チ帰りテ言上仕ルベク候トテ、泣ク泣ク小松原ノ館ヘゾ帰りケル」

湯玉軍談全巻の中で、この下りがもつとも胸をうつ、「浄瑠璃」でいえば「さわり」の部分にあたる。こうした一幕もあつて結局は湯川・玉置の仲は決裂して湯川軍による手取城攻めがはじまる。

「去ル程ニ手取ノ城ニハ玉井帰りテ後ハ、尚春(直春)ガフルマイ弥々(いよいよ)当家ニ対シ野心アル突マツタリ。不日ニ寄せ来ラン事モ計リガタシトテ、舎弟若狭佐(一説ニ雅樂佐)ヲ始トシテ柏木三郎左衛門・原源藏・津村十兵衛・土井重左衛門・小川・松本等ノ一族ヲ召シ集テ軍評定ニゾ及ビケル。長岡(玉置直和)諸士ニ向テ申シケルハ、抑々(そもそも)此ノ度ノ動乱、当家(玉置家)ノ浮沈為ニアリ、如何事ヲ処スベキヤ、各々良策アラバ所存ヲ残サズ述ベラルベシトアレバ、原源藏進ミ出テ今湯川殿ノ大軍ヲ引受ケ合戦シ玉ハンニ、軍ハ勢ノ多少ニ依ルベカラダトハ申シナガラ味方ノ終始ノ勝利覚ツカナシ。所詮表ニハ先ヅ尚春殿ニ一味合体ノ約ヲナシ、時節ヲ延ベテ潜(ひそか)ニ秀吉公エ沓進シ、上方ヨリ討手向フヲ待ツテ内外ヨリ相応ジテ是ヲ討玉ハバ、利運何ゾ難ワルベキトゾ申シケル。」  
このようにして玉置の屋敷では、湯川軍にどう対処すべきかの軍評足が続くのであるが、その経過はまた次号で書くことにする。

## 郷土雑記

### 玉置一族史(51)

「交通と公害」昭和六十年十一月三日掲載

## 湯玉軍談

前号の続きを書く。

「長岡(玉置か)聞テ、汝ガ申ス処其ノ理ナキニモアラダ。我若年ニシテ尚春(直春)ト親子ノ契約ヲ成シ刺あまつさえかれ渠ガ娘ヲ娶テ重縁ヲ結ビシ上ハ假ニモ親ト呼ブ者ヲ欺イテ陥穽(落し穴のこと)ノ中ニ落サン事我忍ビザル処ナリ。去レバ迎渠ニ一味シ末代不覚ノ名ヲ取ツテ滅亡センコトハ父長春ノ賢慮ト云ウモ旁々以テ思ヒモ依ラズ。詮ズル処尚春寄せ来ル程ナラバ華々シキ一戦シテ潔ク討死シ、名ヲ後代ニ

留メンヨリ外アルベシトモ覺エズト申サレケレバ、舍弟若狭佐仰セ一理アルニ似タリト雖モ、尚春、信ニ背キ義ヲ捨テ却ツテ当家一族ヲ誅戮セン事ヲ企ツ。然ルニ公独リ信ヲ守リ義ヲ重ンジテ手ヲ束ネテ滅亡ヲ待ンコト古人ノ所謂微義ヲ守ツテ遠凶ニ泥(なじ)ム、是不達ノ誤リナラズヤ。翼クハ原ガ異見ヲ用テ謀ヲ決シ玉エカシト申シケレバ、長岡申サレケルハ、イヤトヨ人人タラズトモ我レ似テ人タラズンバ有ルベカラズ。其ノ上一旦何ノ仕出シタル功モナクシテヲメヲメく、舅ノ隱謀(いんぼう)ヲ殿下(秀吉)へ注進セン事、義ヲ捨テ利ヲ貪ルノ嘲(ちやうろう)弄豈ニ免ルベケンヤ、唯々当城ヲ枕トシテ討死ノ外ハ思案サラニ有ルベカラズ。若狭佐承テ、仰セ誠ニ去(い)候。然ラバ尚春ト对阵シテ軍ヲ永クシ謀ヲ用ヒテ渠ヲ破リ、一ツノ功ヲ立テテ其ノ後、終始ヲ全ウスルノ良計候ベシ。倩々当城ノ要害ヲ考フルニ小勢ヲ以テ大敵ヲ防グニ地ノ利ヲ得ズ。只一人ナリトモ善キ味方ヲ語ラヒ勢ヲ増シテ防ギ戦カウベシ、暫ク支エテ時日ヲ移ス程ナラバ、尚春ノ勢ノ中ニモ味方ニ返リ忠スルモノ出来ル事有ルベシ。如何ニトナレバ、尚春ガ今度ノ結構、己カ武勇ヲ誇リ殿下ノ命ヲ拒ミテ纔西牟婁・日高ノ力ヲ頼ミ天下ノ大兵ニ当ラント巧ム、恰も螳螂ガ斧ヲ以テ立車ニ向フカ如シ、始終ノ運開クノ謀ニアラズ、是アマネク諸人ノ察シ知ル処ナレバ潜(ひそか)ニ味方ヨリ謀を以テコレヲ誘ハバ、志有ル者尚春ガ滅謀ヲ察シテ必ズ味方ニ降ルコト有ルベキ歟。兎角スル中ニモ上ミ方討手ノ軍勢当国ニ発向スル事アルベシ。斯ノ如クナラバ始終ヲ全クシ家ヲ興スノ計策掌ノ中ニアリ。ト詞ヲ尽シテ諫ケレバ、長岡モ此ノ義ニ同心有ツテ、左アラバ郡中ニテ郷士・郷民ニ拘ラズ名アル輩(ともがら)ヲ手寄りヲ以テ語ラヒ招クベシト評議一決シテ枢機ヲ尋ネ使宜ヲ求メテ彼方・此方エ密カニ勤メ説シメケル。

これで玉置一族の湯川対応策が決定した。一方龜山城の湯川直春は手取城に送った使者の返事をきき、玉置氏が湯川氏に同意せず、城主の妻室のわが娘も城主と運命を共にするという固い決意を知り、今はこれまでと秀吉軍の来攻に先だつて、先ず玉置討伐の軍をひらくべく家来を集め、いよいよ玉置討伐軍の進攻となるが、それは次号で述べることにする。

## あとがき

- 一、「玉置一族史」は「交通と公害」と云う月刊の御坊周辺の地方紙に投稿したものである。
- 一、途中、何カ所かスクラップブックに貼り忘れたケ所があり、脱落している。
- 一、また、最後に次号で紹介するとなっていているが、その後が見つからない。少なくとも、あと三、四回分があると思われるが所在不明である。
- 一、その後、平成五年三月一日発行の「中津村史」史料編上巻に龍田義美家文書として「湯玉軍談」日高之巻・熊野之巻が全篇掲載されているのを知った。
- 一、日高之巻・残篇を次ページ以下で紹介する。
- 一、小さな新聞社のため、どんな印刷所で印刷したのか、活字が少なく、校正も満足にできていなく、再度活字に起こしながら面白かった。
- 一、巻頭に横浜在住、和歌山城郭研究会会員谷口敏雄先生作製の「玉置氏系図」を掲載さして戴いた。

平成二十七(二〇一五)年十二月九日(水)

清水 章博

枢機ヲ尋ネ便宜ヲ求メテ此方彼方エ密カニ勸メ説シメケル中ニモ、川上中ノ庄ノ住人龍田八兵衛正久ト云フ者ヲ招クベシ。此ノ者ハ其ノ先祖足利浪人ニテ数十代田尻村ヲ押領シ、当家ノ氏神長子八幡宮ノ主座タルニ依テ累代当家ト入魂タリシガ、織田信長治世ノ時私領ニ貢税ヲ賦セラレ今民家ニ隠ルト雖ドモ、其ノ身勇健ニシテ代々能リ強弓ヲ引キ宛モ養由ガ芸ヲ欺ク。シカノミナラズ親族縁類在々所々ニ蔓リ何レモ弓矢取テ名ヲ得タル者共多シ。渠ヲ始メ其ノ一族ヲ語フテ横矢ヲ射サスル程ナラバ味方大ナル助ケタルベシ。ト有レバ松本彦太郎ト云者進ミ出テ、某日頃正久ト断金ノ交リヲ成シ候ヘバ參リ向テ御味方ニ招キ申ベシ。抑々渠ハ親祖代々弓取ツテハ奇代ノ名人ニテ候。殊ニ今ノ正久ト申ハ民家ニ隠レ候ヘドモ其ノ人ト為リ身ノ長六尺一寸、力量拔群ニシテ無双ノ剛弓引キニテ、百歩ニシテ楊葉ヲ誤ラザルノ手垂レニテ候。先年上方戰場ノ討洩サレノ溢レ者共四五人、川向ノ村里エ来リ民家ヲ追捕シ、剩エ家ニ火ヲ放チ乱妨シテ立去ル事アリ。正久聞テ弓矢手挾ミ馳出テ、是ヲ見ルニ、件ノ強族河ヲ上リニ足ヲ早メテ立去ル。正久弓ト矢打番ヒ川ヲ隔テ、能曳テ兵ト放ツニ過タズ先ニ走ル者ノ筋ヲ射切ル。同ク番ウテ放ツホドニ三人ノ賊徒ノ脚ヲ同ジサマニ射切テ走ルコトアタハザラシメ、懸テ駈ケ合セテ尽クニ生捕リニス。又有時ハ數百歳ヲ歴ルラン大豪猪、矢ヲ負テ奮迅ノ怒リヲナシ山ヲ劈キ谷ヲ轟カシ血狂ニ狂ウテ後ニハ人家ヘ馳セ入り多ノ人ヲ殘害ス。正久河ヲ隔テ、是ヲ見其ノ交七八十歩バカリモ有ルラン、大雁俣ヲ以テコレヲ射ルニ些トモアヤマタズ彼ノ古猪ノ太腹ヲ我破ト射抜イテ雁俣ナレドモ余ル矢溜ズシテ向ウニ柿ノ大木ノアリケルニ沓卷責テユラリト立ツ、見ル者其弓力ノ程ヲ恐レシナリ。又有時近里ノ者ノ飼ケル鶴鳥尾ヲ断コトヤ足ヲザリケン高ク掲テ十丈バカリノ松ノ梢ニ手繩懸テ飛コトアタハズ可レ為様ナキヲ見テ、大雁俣ヲ打番ヒ能曳テ射ルニ、囲ミ一尺二三寸バカリノ松ノ枝ヲフツト射切テ安々ト鶴ヲ捕エタリ。又有時ハ二十丈バカリノ大木ノ梢ニ止マル鷺ヲ覘テ、態ト細矢ヲ以テ彼ノ鷺ノ両ノ腿ヲ縫テ地ニ落シテ是ヲ生キナガラニ捕フ。又有時比ロハ秋ノ末ツ方御祓村ト云ヘル里ノ井原氏ナル者来テ酒吞デ居タリケルニ、折角河ヲ隔テ遙カ向ナル山ノ尾崎ニ雄鹿浮レ出テ、岡立ト云ヘルコトヲシテ居レリ。井原是ヲ見テイカニアノ鹿射テ見セラレ候ヘト云ニ、今日亡父ノ忌日ナレバ射マジキ由ヲ云フ。井原酒興ノ余リ是非ニ

ト望ケル程ニ、左アラバ角ヲ射テ見セ申セントテ、弓矢携ヘ河岸ニ出テ、好ム処ノ大雁俣ヲ打番ヒ、シバン堅メテ切テ放ツニ少モアヤマタズ鹿ノ左ノ角ヲ生ヒ際二三寸置テヒ井フツト射切ル。鹿ハ其ノ儘真逆様ニ転落ツ。井原ヲ始メ見ル者喝采セズト云コトナシ。暫ク有テ鹿ハ甦リ馳起テ逃ゲ去テ候ナリ。凡箇様ノ弓勢奇術拳テ算ルニ暇アラズ。カヽル者ヲ御味方ニ附ケテ思ウ儘ニ敵徒ヲ射崩サスル程ナラバ、恐ラクハ昔ノ筑紫ノ八郎殿、平家ノ能登ノ守範経ナンド申ス人々ノ弓勢ニモ髣髴シテ誠ニ一人当千ノ助ケトモ申ベキ歟。ト語リケレバ、長岡聞レテ、此ノ義尤モ然ルベシ。疾々勸メ招クベシトテ、軈テ彦太郎ヲ正久ガ許ヘゾ遣シケル。松本急ギ田尻村ニ到テ正久ニ対面ヲ乞。正久聞テ、近頃湯川ヨリ玉置ノ家ヲ潰スベキ結構アル由其ノ沙汰分明ナリ。左レバ渠今爰ニ来ルコト玉置家ヨリ我輩ヲ味方ニ勸メテ持スベキ方便ト覺ヘタリ。故ナクシテハ争デカ孟浪ニ動クコトヲセン、病ニ事寄辞スベキ者ヲトゾ思ヒケル。扱テ彦太郎ニ対面スルニ案ノゴトク湯川玉置両家両家確執ノ次第ヲ演テ長岡味方ニ頼ル、由ル々々語リケレバ、正久申ケルハ某今流落シテ民家ニ塗ル、ト雖ドモ、弓箭ノ志ヲ捨ザル者トシテ事ニ臨マバ横矢仕ベキ旨本懐ニ相叶処ナリ。併シ不幸ニシテ頃日難病ニ犯サレ動作自由ヲ得ザレバ早速ノ領掌申ガタシ。近日本復スルコトヲ得バ一族評議ニ及ヒ御味方ニ参ルベシトゾ答ヘケル。松本近ク寄ツテ申シケルハ、御身ト某ハ素ヨリ膠漆ノ契リアレバ何角心ヲ隔申サン。抑々此度湯川玉置両家ノ銚楯始終ノ吉凶如何候ハンヤ、試ミニ是ヲ評ジ玉エ。正久聞テ、某ガ愚案ヲ以テ今両家ノ成敗ヲ論ゼンニハ、夫レ湯川ノ家ハ先祖竹田尚久ヨリ累代足利將軍家ノ幕下ニシテ莫大ノ厚恩ヲ荷エバ、天下ノ中足利家ヨリ外ハ膝ヲ屈シテ二君ニ仕エザルノ志シ歟。然リト雖ドモ足利家滅亡ノ時モ忠ヲ尽シ死スルノ行跡ナシ。今既ニ時移リ事去テ尚春ノ力ヲ以テ旧君ノ天下ヲ恢復スルノ望アルニ非ズ。況ヤ秀吉公足利家ニ対シテ仇アリト云事ヲ知ラズ。去レバ天命ヲ弁エ時勢ヲ察セバ、速カニ殿下ノ旗下ニ服セバ身ヲ立テ家ヲ保ツノ良計ナルベシ。然ルニ自ラ其ノ分際ヲ顧ズ猥リニ我慢ノ勇ニ募リ無躰ナル負惜シミシテ天下ノ命ヲ拒ミ逆意ヲ逞フシテ立チ処ニ禍ヲ招ントン。玉置家は是ニ与セデル事僻トスベカラズ。剩エ尚春大儀ヲ志ス身トシテ現在ノ智玉置家ヲ潰シテ自ラ先ヅ其ノ羽翼ヲ除ク、争デカ九霄ニ羽打ツコトヲ得ンヤ。又玉置家ヲ以テ鑑ルニ、先ツ一ニハ尚春ノ無本ニ与ミスルコトナクトモ謀ヲ以テ一味同心ノ躰ニモテナシ、一旦ノ難ヲ避ケテ却テ密カニ事ヲ執柄家ニ訴エ、相図ヲ定メテ内外ヨリ応ジテ是ヲ討ツ程ナラバ勝利ヲ得ルコト滄海ヲ覆シテ標炭ニ注グニヒトシカラン。玉置ノ家亦足利ノ幕下ナリタリト雖ドモ今仕フベキ君ヲ喪フ、殿下將軍當時天

下ヲ治メ玉エバ新タニ是ニ忠勤ヲ励サンコト其ノ謂レアリト雖ドモ、未ダ召シ招カル、事モナキニ遮テ此ノ方ヨリ降服スル、奉公ノ手始メニ尺寸ノ武功ヲモ顯サズシテ出来シ顔ニ正シキ舅ノ隱謀ヲ翔リ走テ注進セン。是其ノ身ニ武略ナクシテ徒ラニ利ヲ貪リ信ニ背テヲメ、舅ノ訴人ニ出ルニ似テ反テ武道ノ一分立ガタシ。其ノ上湯川ノ逆意玉置家ノ内通ヲ得ズトモ今殿下ノ猛威ヲ以テ豈ニ物ノ数トシ給ンヤ。サレバ注進ヲ致ストモ只諸人ノ嘲リヲ招クノミニシテ秀吉公反テ褒賞アルベカラズ。二ツニハ玉置家湯川ト戦テ一度尚春ノ猛勢ヲ討破リ、聊軍功ヲ顯シテ其ノ上ニテ注進遂ゲ湯川追討ノ援兵ヲ乞フ歟。猶ヲ望ラクハ譬エ尚春一族討取ルコトコソ叶ハズトモ、小松原ノ館龜山ノ城ヲ攻略シ牟婁ノ郡エ迫下シテ日高郡ノ中ヲ平均シ、其ノ後上方エノ注進ヲ遂ゲ熊野退治ノ加勢ヲ申シ請ル者ナラバ、武略由々シクシテ且ツ天下エノ忠節拔群ナリト云ベケレドモ、軍ノ勝負ハ強チ分際ノ輕重勢ノ多少ニ寄ルベカラズトハ申ナガラ、今両家ノ体ヲ以テ見ルトキハ玉置ノ勢ヲ以テ湯川ノ衆兵ヲ破ランコト其ノ算更ニ有ベカラズ。龜山・手取兩城ノ堺ニ小勢ヲ以テ大軍ヲ支ユベキ要地ナク、況ヤ手取ノ要害薄シテ堅固ナラズ。剩エ前後ヨリ敵ヲ受ルノ地ナレバ久シク籠城セン。叶ガタシ。又郷士郷民ヲ賺シテ一揆セシメ、或ハ熊野ニ於テ山本・野長瀬ノ輩ノゴトキ者ニ説テ尚春出陣ノ刻ヲ計テ其ノ跡ヲ襲ハセ龜山小松原ヲ乗取ラセバ、湯川前後ヲ顧ルコトアタハズシテ敗北セン歟。然レドモ彼ノ輩ハ元皆湯川ノ幕下ニシテ玉置家ニサセル好身ナケレバ、利ヲ勸メテ賺ストモ恐ラクハ妄リニ応ズルコト有ルベカラズ。三ツニハ玉置家進退ニ逼テ只義ヲトルヲ名トシテ尚春ノ軍勢ヲ引キ受ケ、城ヲ枕トシテ討死ヲ決スルノ志アレバ末頼ミナキ軍ナリ。一族譜代ノ郎從ハ忠ヲ重ジ義ヲ守テ共ニ節ニ死スルノ志アルベケレドモ、仮初ノ恩顧一ツ且知音ノ輩タル者ハ存亡利害ヲ窺テ容易ニ加勢与力ヲ致サンコト覺束ナシ。サレバ此ノ度両家ノ牟盾共ニ利アル処ナク互ニ滅亡ヲ免レ難シ。各々累代連綿ノ家可クレ惜ム可シレ悲ムト云ケレバ、彦太郎モ其ノ理ニ服シケン歎息シテ居タリケルガ、稍有ツテ申ケルハ、御身先祖以來正シキ由緒アル身トシテ今空シテ民間ニ隱ル。古人ノ詞ニモ寧玉ト成テ碎クルトモ瓦ト成テ全キコトナカレト云ヘリ。今玉置家ニ与力シ幸ニシテ長岡ノ利運ト成ラバ、是天下エノ忠節ナルベシ。左アラバ御身モ先祖ノ名ヲ掲ゲ再ビ武門ヲ興隆セン歟。若シ本意ノゴトクナルコトヲ得ズトモ、武名ヲ後代ニ残スベシ。今般ノ所勞平復アルニ於テハクハ一族ノ人々ヲ催シテ一揆ヲ起シ玉置殿ノ加勢ニ參ラレヨカシ。両家ノ安危御身ノ評ズル処其ノ理至當ニ似タレドモ、併ラ一旦ノ勢ヲ以テ勝敗ノ是非強チニ決スベカラズト只管ニ勸ケレバ、正久打笑テ、御辺ノ異見モ去

ル。焔ナレドモ我ハ寧瓦ト成テ碎ケンヨリ。壞ト成テ全カラシニハ如カズト思ナリト云ヘバ、松本頭ヲ掉テ夫ハ御身ノ詞トモ覚エズ、近比未煉ニ聞ユルナリ。正久ガ曰ク、然ラズンバアラズ凡事ヲ起スニ其ノ名モナク其ノ謂レモナキ是ヲ妄作トス。抑々我曩祖宇多刑部少輔正秋ハ代々大和ノ国奈良ニ住シテ宇田ノ郡ヲ領ズ。其ノ後足利將軍義詮公ニ参勤シテ幕下ニ属シ、常ニ南朝ノ動静ヲ窺テ是ガ監察使タリ。然ルニ反テ潜ニ南朝ニ志テ通ズル由無実ノ讒言ニ依テ正秋卒シテ後嫡子正義浪々ノ身ト成リケルガ、其ノ時ノ領主ニ所縁有ルニ固リ当国ニ来テ此ノ里ヲ開發シ、私領トシテ代々浪人ヲ立テ、二君ニ不レ仕エ、其ノ後河泉紀三箇国ノ管領畠山家ハ我先祖旧縁ノ筋目アルヲ以テ其ノ顧眄ヲ受ク。去ルニ依テ世上逆乱シ国主領主ノ輩互ニ相掠メ相奪ノ時ト雖ドモ、湯川玉置ノ輩ヲ初メ某ガ私領ニ指サスコトナシ。然ルヲ足利家滅亡ノ後天正ノ初メ織田家ヨリノ裁判トシテ亡父信之ノ世ニ至テ累代ノ私領ニ貢税ヲ賦セラレ、今空シク民家ニ隠ルト雖ドモ遂ニ他家ノ禄ヲ不レ食。左アレバ御辺ガ輩トハ事替レリ。普天ノ下ニ在ル者何カ王臣ナラズト云コトナケレバ、天下ノ号令トアラバ何方ヨリノ催促ニモ応ズベケレドモ、各々私ノ攻リ合ニ出陣セヨト有シニハ妄ニ動クベカラズ。今我玉置家ニ一味与力シテ名ヲ惜ミ恥ヲ知ルノ働キヲセンニハ、一族ヲ滅サンコト眼前ニアリ。抑々義ヲ守テ死ヲ輕クシ名譽ヲ末代ニ顯サンコトハ元ヨリ志士ノ取ル処ナレドモ、今農家ヲ出デ、弓箭ヲ携エ玉置家ニ加ハツテ討死セン事ハ不覺ノ名ヲノミ殘シテ狗死ト云ツベシ。其ノ上祖父俊信ノ時マデハ入魂ノ志深カリシカドモ、亡父信之ノ時民家ニ落ツルノ後ハ顧眄ノ意日々ニ疎シテ既ニ我世ニ至テハ一向音信贈答ヲ絶テ聊カ恩義ヲ通ズルコトナシ。今マ其ノ身危ニ臨ンデ俄ニ某ヲ尋ネテ一命ヲ望ム。イカナレバ不レ知レ信ヲシテ妄リニ利ヲ貪ラルトコトヲスルヤ。凡ソ人ノ命ハ泰山ヨリモ重ク又鴻毛ヨリモ輕シ。一点ノ義一句ノ信ニテモ忽一命ヲ抛ツコト世以テ珍シカラズ。然ルニ今モ所以モナク玉置家ニ加ツテ持シハ畢竟時宣ヲ不レ弁シテ驥尾ニ附キ禄ヲ貪リ身ヲ立ントスル、暗愚ノ所行ニ似テ某ガ恥トスル処ナリ。左レバ譬エ此後病本復スルコト有トモ、実ニハ有々々トハ動クベカラズ。抑々今マ某ガ申ス処、玉置殿是ヲカヘリ聞カレバ怒テ我ヲ誅セン歟。左モアラバ是非ニ及バズ物ノ数ニハアラネドモ鏞矢一ト筋参ラスベウ思フナリト詞放ツテ申ケレバ、彦太郎モ其ノ同心スベカラザル事ヲ察シテ再ビ詞ヲ出サズ。只世ノ轉變ノ有様ヲ語リ互ニ嗟嘆シテコソ別レケル。

方寸ノ溪谷対面ノ九疑人心ノ険シキ何ゾ能ク其レヲシテ平ラカナラシメンヤ。抑々湯川・玉置ノ両家暗ニ水魚ノ親ミヲ忘レ忽チ呉越ノ憤リヲ挟ム。玉井帰テ息女ノ返答ヲ逐一ニ述ケレバ、尚春涙ヲ流サレテ左程ニ思切タル上ハ力及バズ、サラバ時日ヲ移サズ手取ノ城ヲ踏潰サントテ自ラ采配ヲ取テ手分ケヲ定ム。先陣ニハ寫右馬ノ允、侍大将ニハ古田外記、脇田藤六・林若太夫・玉井善右衛門・丸山和計・平井・荊木・高垣七郎左衛門ヲ始トシテ都合其ノ勢八百余騎。天正十三年二月廿八日マダ東雲モ引カザルニ小松原ノ館ヲ打テ出デ、小熊野ヲ上リニ押シ行クホドニ大山権現ノ麓ノ野辺ニ陣ヲ取リ喊ヲ咄トゾ拳ニケル。玉置但馬ノ佐長岡ハ、父民部少輔長春死去ニ依テ葬送ノ漸ニ執リ行ヒ喪ニ居ルコト讒ニ三日ヲ過ズシテ悲歎ノ涙セキアエズ取リ乱シタル折柄ナレバ、兼テ期シタル事ナガラ昨日今日トハ思ハザリケリトテ城内ノ周章斜ナラズ。左レドモ長岡武勇サカシキ大将ナレバ些トモ騒ガズ、物見ヲ出シテ敵ノ様ヲ窺ハセ士卒ヲ下知シテ申サレケルハ、尚春謂レナキ謀叛ヲ勸ムレドモ我同心セザルニ依テ今日既ニ攻メ来レリ。イカニ旁夫レ万物ト同ク生死シテ無物ニ皈スルハ暫ク聚ル形ナリ。万物ト共ニ尽ズシテ卓然トシテ不朽モノハ後世ノ名ナラズヤ。死生命アリ運ハ天ニアリ、イザ花々シキ軍シテ名ヲ後代ニ残セヤトテ、黒革威ノ鎧ニ鍬形打タル五枚兜ノ緒ヲシメ黄河原毛ナル馬ノ太ク逞キニ濃キ紅ノ厚総カケ金覆輪ノ鞍置テ乗タリケリ。朱柄ノ大鎗ヲ馬ノ平頸ニ引添エ真先ニ進デ乗出セバ、相隨フ士ニハ舍弟若狭ノ佐ヲ始メトシテ柏木三郎左衛門・原源藏・津村十兵衛・土井重左衛門其ノ外西・平野・小川・松本・窪ノ一族我劣ラジト二百余騎、会ノ瀬ニ馳向ヒ河ヲ隔テム敵渡サバ半渡ヲ討ント備ヲ立テ銳氣ヲ勵シ侍処ニ、寄手ヲ先駈寫右馬ノ允河原ニ駒ヲカケ出シ、此ノ比ノ春雨ニ河水少ハ増シタレドモ、案内ハ能ク知タリ渡セヤ続ケト呼ハツテ真一文字ニ駈渡ス。是ヲ見テ八百余騎一度ニ颯ト打入レ叫テ懸レバ、但馬ノ佐究竟ノ射手ヲ揃エテ差詰メ引詰メ雨ノゴトクニ射カクレドモ、寄手是ヲ事トモセズ兜ノシコロヲ傾ケテ上ノ瀬ノ嫌ヒナク只一等ニ水煙ヲ立テム無二無三ニ馳渡シ此方ノ岸ニ駈ケ上ル。其ノ勢ヒ猛風起テ煙塵暗ク潮ノ湧テ上ルガゴトク当リガダク見エケレバ、半渡ヲ討ツコトアタハズシテ唯々岸ヲ上ゲタテジト城兵馬ノ鼻ヲ双ベテ揉ミ合ケレドモ、大軍防グニ便リナク、掌ヲ以テ大河ノ流レヲ関クニ似テ八方ヨリ推シ立テラレ入乱テゾ戦ケル。然ルニ兩軍当ルモ逢モ昨日マデハ傍輩同士ノゴトキモアリ、或ハ親類縁族アリ又ハ知音朋友ノミ多カリケレバ、共ニ一旦ノ銳氣モタユミ鋒先折ケテ墓々シク戦得ズ。彼方ニ開キ此方ニ靡テ進ミカネテ見ヘケレバ、尚春怒テ鎧踏張リ采配打揮リ、キタナキ殿原ガ働キカナ、敵ハ纒ノ小勢ナリ引包ン

デ只一時ニ討テ取レ。丸山・高垣ハナキ歟。平井・荊木等ハ何所ニ在ルゾ。進メヤ進メ一人モ遁スナト、牙ヲ咬デ下知スレバ高垣七郎左衛門最前敵ニ額ヲ射サセ血塗ニ成テ躍リ出デ、大音声ヲ掲テ高垣七郎左衛門手ヲ負テ討死ス。我ト思ハン人々ハ寄テ勝負ヲ決セヨト云儘ニ、三尺五寸ノ大太刀ヲ真甲ニサシカザシテアタリヲ払テ切テ廻ル。軍勢是ニ励マサドヨミヲ作テ迎モ遁レヌ処ナルゾ互ニ引ナト声ヲ掛ケ叫キ喚ンデ戦ケル。但馬ノ佐長岡ハ、今日ヲ限リト思ヒ儲シ事ナレバ、左ノミ諸卒ノ働キニハ目モ掛ケズ自ラ鎗ヲ取テ右ヲ突キ左ニ当リ爰ニ頭レ彼処ニ没シテ敵兵余多突伏セケルガ、大敵凌グニ難シクテ味方ノ勢ヲ顧レバ過半討レテシドロニ成リ足ヲ乱シテ引退ク。斯テハ叶マジト思ケレバ其ノ身ハ残テ跡ヲ払ヒ手取ヲ指シテ引ク処ニ、中畔甚内・湊八郎ト云若武者二騎馬ノ鼻ヲ並ベテ跡ヲ慕フ。間近クナルホドニ長岡後ニ屹ト顧リミ大ノ眼ヲ見開キ、汝等ハ昨日今日マデモ某ヲバ主ノゴトクニ款待タル者共ナリ。只今慕フハ我首ヲ所望ナル歟。左ラバイデ取ラセント云儘ニ鎗取リナヲシ馬ノ頭ヲ立テナヲセバ、兩人何トカ思ケン問答ニモ及バズ駒引カエシテ退キケル。長岡聽テ試ニ引キ入り城戸ヲサシ逆茂木ヲ引キ渡シテ暫ク人馬ノ息ヲ継ギ味方ノ勢ヲ点檢スルニ、或ハ討レ或ハ落失セ今ハ漸々六七十騎ゾ残りケル。寄手ノ方ニモ林若太夫・脇田藤六ヲ始メ宗徒ノ兵許多討死シタリケル。尚春下知シテ敵ニ息ヲ次ガスナ、只一時ニ柵落セト透間モナク押寄セ、城ノ四方ヲ稲麻竹葦ノゴトクニヲツトリ巻キ霹靂ノ山ヲ崩シ雷霆ノ谷ヲ劈クゴトク大地ヲ動揺シテ攻タリケリ。城中ヨリモ弓鉄炮ヲ射カケ打出シ大木大石ヲ投落シテ爰ヲ最期ト防キケル。但馬ノ左長岡一ノ城戸ニ支エテ戦ケルガ、内兜ヲ射サセテ流ルハ血汐ニ鎧直垂ヲ朱ニ染ナシ守リ口ヨリ引退キ舍弟若狭ノ佐ヲ近ク呼び、兼テ期シタルコトナガラ父ノ喪ニ居ルコト三日ヲ過ズシテ自ラ弓箭ヲ取り兵杖ヲ携エテ残害ヲ事トシ、舅尚春ガ為メニ家門ノ滅亡今日ニ逼レルコト窮運ノ程是非ニ及バズ。併ラ是武士タル者ノ上珍シカラズ今更左ノミ歎クニ足ラズ。汝何トゾ一方ヲ打破リ幼少ノ弟ト慈母・伯母・奥方其ノ外女性稚キ者共ヲ助ケテ何方ヘモ落行ベシ。幸ニシテ時節ヲ得バ殿下將軍ヘ始終ノ旨ヲ奉達シ再ビ家ヲ起サレヨ。深手負タル上ハ今ハ是マデナリトテ、腹巻解テカナグリ捨テ腹十文字ニ搔キ切テ三十七歳ヲ一期トシ名ヲ後代ニ留メケル。奥方ハ涙ニ暮レ自故ニ義ヲ重ジ敢ナキ御最後ヲ遂給。其ノ罪此ノ身ニ止マリテ争デカ存エアルヘキゾ稚キ者ノ行衛ヲバヨキニ計ラヒ給ヘヤトテ自ラ刃ニ臥シ給フ。実ニ朝夕ニハ紅顔アツテ世路ニ誇リ暮ニハ白骨ト成テ郊原ニ朽ハツル有為転変ノ世ノ有様眼前見ルコソ墓ナケレ。若狭ノ佐ハ紅涙ニムセンデ一身モ碎クルバカリ呆然トシテ居タリケルガ、斯テハ如何ト思案ヲ究

メ、奥方ノ年頃物書セテ召仕シ女房ニ文ヲ書セ、柏木三郎左衛門ニ示シ合セテ使トシ尚春ノ陣ヘゾ遣シケル。柏木ハ長岡奥方ノ使者ノ由ヲ述テ案内スルニ、子細アラジトテ本陣ニ召入ラレ具ニ事ノ様ヲ尋テ扱奥方ノ文ヲ覽ルニ、父上ノ正兵ニ打負ケ但馬ノ佐力尽キ今ハ敵対申ベキ様モナク成マ井ラセ候。此度鎗突キ奉リシハ全ク私ノ心ニアラズ亡父長春ノ遺命黙示ガタク、一旦非礼ノ働キヲ致シ候ナリ。今日ハ暮ニ及ビ候マヽ明日討残サレタル諸士ヲ召連レ御陣ヘ降り、此ノ程ノ身ノ誤リ御侘ヲ申上度、自ヨリ此旨ヲ能々申上ヨトノ事故ニ御怒リヲモ顧ズ願上ゲマ井ラセ候。御慈悲ノ恵ミニハ今一度夫婦共親子トモ思食サレ下サレナバ此ノ上モナキ御厚恩トサモ哀レニゾ聞ヘケル。サシモ驍勇凛々タル尚春モ最愛ノ娘ノ文ニ心タユミ謀トハ思寄ラズ、勢ヒ尽テ降参ヲ請フ上ハ子細アラジト許容シテ使ヲ返シ困ヲ解イテ大山ノ麓ヘ陣ヲ退ケ篝ヲ焼テゾ居タリケル。此ノ隙ニ若狭ノ佐ハ二人ノ死骸ヲ心静ニ執リ収メ、幼少ノ弟女性稚キ人々ヲ二心ナキ譜代ノ郎等ニ介抱サセ、樵夫里人ノ体ニ窶シ二人三人ヅヽ知ル辺ノ方ヘ忍ビヽニ落シヤリ、夜モ明ケレバ乗物ヲ仕立テ河表敵ノ見渡ス処ヘ昇出サセ、尚春ノ陣ヘ使ヲ立テ、但馬ノ佐夫婦是マデ出デ掛ケ候処、奥方俄ノ病氣只今ノ程モ命危ク是非ニ及バス城中ヘ返リ暫ク養生ヲ加ヘ申シ度存ジ候。快氣次第速カニ御陣ヘ參降仕ルヘシト申シ送り、兎ヤ角手間取ル。其ノ隙ニ落行ク人々事故ナク頼ム木蔭ニ逃ゲ延ビケレバ、今ハ心易シトテ若狭ノ佐ハ柏木三郎左衛門・原源藏其ノ外残サレ落チ残タル士卒三十余人ヲ随エテ北ノ谷ニ埋伏シ時至ラバ討死セント、城内ニハ足輕少々残シ置テゾ窺ケル。其ノ日モ既ニ夕陽ニ及ト雖ドモ但馬ノ佐再ビ出デズ成リニケレバ、尚春大ニ怒テ我ヲ誑ル大罪人共一人モ残サズ塵ニセヨヤトテ、其ノ勢ヒ憤然トシテ烈焰ノ燃立ゴトク士卒ヲ下知シテ一面ニ攻メ上ル。城内ニハ寂然トシテ静リカヘリ城戸ヲ八文字ニ開テ真中ニ大札ヲ建テ、可憐尚春ガ軍勢此ノ内ニ入テ悉ク焼亡スト大文字ニ書キ附ケタリ。先手ノ軍兵是ヲ見テ城戸開サヘ怪シキニ件札ニ心惑ヒ如何アラント進ミ得ズ。後陣ノ大勢ハ我先ニト押懸ケヽ無ニ無三ニ攻上レバ人馬ノ足ノ立所ナク互ニ押シ合ヒ踏合テ左右ノ谷ヘ揉ミ落サレ手負死人多カリケリ。尚春聞テ愚ナル者共ノ振舞カナ何程ノ事ノ有ルベキゾ、一度ニ込ミ入り悉クニ討チ取レト、自ラ馬ヲ飛シテ真先ニ驅ケ入ラントスル処ヲ、寫右馬ノ允・丸山主計驅ケ隔タツテ詞ヲ揃エ此ノ城ノ体タラク城戸ヲ開テ敵ヲヨビキ明ラカニ札ヲ立テ、暗ニ其ノ裏ヲ謀ルノ方便アルマジキニ非ズ、古人ノ火ヲ用ルコトカヽル例少カラズ、左右ナク城中ヘ入ランコト甚ダ危シ、只此ノ方ヨリ焼落サト薪ヲ集テ積ミ掛ル。カヽル処ニ小松原ヨリ早馬來テ塩屋ノ庄中村ノ一統御出陣ノ跡ヲ

襲ハント人数ヲカリ集メ一揆スル由物騒シ。然ノミナラズ秀吉公ヨリ大軍紀州へ発向ノ由ニテ有田郡ヨリ上ハ早馬東西ニ馳セ違ヒ其ノ騒動斜ナラズ。早ク御飯陣候ベシト大息ヲツ井デ注進ス。尚春大ニ驚キ三方ノ難義如何ハセント評議紛然タリケルガ、大事ノ前ノ小事ナリ此ノ所ヲ打捨テ、我ハ小松原ニ引返シテ軍慮ヲ廻スベシ。寫右馬ノ充ハ此ノ陣ニ留ツテ敵若シ慕ハズ討取ルベシトテ二百余騎ヲ授ケ手分ヲ定メテ、其ノ身懸テ龜山ヘコソ引取りケル。古エ漢ノ良平ハ紀信ヲ以テ項羽ヲ欺キ泳陽ノ困ミヲ解ク蜀ノ臥龍ハ城門ヲ開キ矢倉ニ琴彈イテ司馬仲達ヲ退ケス。若狭ノ佐ガ暫時ノ智略、輒ク手取ノ困ミヲ退ケテ多ノ人ノ命ヲ救ヒ、城戸ヲ開テ敵ヲ迷ハシ時刻ヲ述べタル謀、人質コゾツテ感ジケル。去レハ三月廿八日田尻村龍田正久家ニハ家人治部右衛門・伊太夫ト云ル者其ノ日辰ノ刻バカリニ等シク来テ申ケルハ、今晚湯川殿軍勢ヲ引卒シテ小松原ヲ進発シ、大山ノ麓ニ陣取テ手取ノ城ヲ攻ルトノ風聞紛レナク只今慥カニ承ル処ナリ。去ル頃玉置家ヨリ松本彦太郎ヲ以テ御合力ヲ被レ請候ヨシ如何御計候ヤ。御加勢御請合アルニ於テハ急ギ御用意候エカシト告タリケル。此ノ兩人者共ノ先祖ハ富田治部・小串猪次郎トテ其ノ昔ハ弓箭兵仗ヲ事トセン者ナルガ、正義和州ノ本領ヲ出南海ニ赴ク時随ヒ来レル譜代相伝ノ者共ノ子孫ナリ。正久聞テ、我モ既ニ是ヲ聞ケリ。思フニ此度兩家ノ攻リ合ヒ墓々シキ合戦アルベカラズ。如何トナレバ玉置居ナガラ湯川ノ虎噬ヲ待テ滅亡ヲ期スルコト時日ヲ不レ移、サレバ手取ノ郎從タル者何ヲ頼ミ何ヲカ勇ミトシテ功ヲ励ミ名ヲ取ルノ花々シキ軍ヲセンヤ。小ハ大ニ敵スルコトアタハズ、其ノ主忽ニ亡ビテ郎從徒ニ離散スルノ外ナシ。其ノ上我尚思フ子細アルニ依テ先達テ是ニ辞スルニ病ヲ以テス、必ず取り合フコト有ルベカラズ。汝等我ト共ニ民間田家ニ零落スト雖ドモ、ヤサシクモ武道ノ意氣路ヲ忘レズシテ告来ル処、尤以テ殊勝ナリト感賞シテ二人ヲ返ス。然ルニ正久ガ末ノ子ニ八歳トテ今年十六歳ニ成リケルガ心飽クマデ勇猛ニシテ無双ノ大力ナリ。常ニ濡レタル手巾ヲ絞ルニ誤ツテハ半ヨリフットネジ切り大竹ヲ掴ムニ輒スク其ノ節ヲ碎グ。去ルニ依テ幼キヨリ弓ヲ射刀劍ヲ弄ビ、トコシエニ武術ヲ好ンデ文筆ノ道ヲ嫌ヒ忌ムコトハ蛇蝎ノゴトシ。今度会ノ瀬ノ合戦ニ手ヲ空シテ残念ニヤ思ケン、其ノ夜富田治部右衛門ガ子ニ治郎坊ト呼デ十八歳ニ成リケル、我ニ些トモ劣ラヌ大胆不敵者アリケルヲ潜力ニ呼デ、イザヤ今宵行キ向テ会ノ瀬ノ合戦ヲ見物スマジキヤト云フニ、治部坊喜ビ畏テ兩人肌ニ着込シ、正恒ガ作ナリトテ重代ノ陣刀ノ有ケルヲ盗ミ出シテ搔込ミ、矢負ヒ弓脇挟ミ年頃父正久秘藏シテ厩ニ立置キケル玄翁駁ト名付ケタル馬ヲ宵ヨリ秣飼ヲキ牽出シテ、黒漆ニ金ニテ藤ノ丸画タル鞍置テ打跨リ、治郎坊轡ズラ

ニ引添テ丑満バカリニ打ツ立ケリ。此ノ馬ハ根来杉ノ坊ニ義徹トテ一山一ノ悪僧有リ。元ヨリ馬乗ノ達者ニテ有リケルガ、年久シク乗テ躰足ノ名ヲ得タル馬ナリ。サレバ善游者ハ溺レ善騎者ハ墮ツト云エル古人ノ詞ニタガハズ、有ル時義徹酒興ノ上ニテ落馬シ肩ヲ損ジテ後終ニ片輪トナレリ。正久次手アツテ彼ノ馬ヲ求テ飼置キケリ。玄翁駁トハ跛踏ムコト強シテ常ニ岩石ヲ蹴破リケレバ名付シナリ。斯クテ兩人馬ヲ早メ塩合ヲ計テ横合ヨリ小松原勢ヲ射スクメ透間アラバ討テ掛リ、臆病風ニ吹立ラレ裾ノ浮ヒタル軍兵共ヲ一捲リ立ントサメ言シテ、勇ミハヤリテ四辻峠ヲ越ルニ、廿八日ノ星月夜ノ朧ナルニ木間隠ノ闇サハクラシ、三冬以来責懈タル馬ノ足ヤ重カリケン、石ニ蹶テ大ニ跛揚リケレバ八蔵思ハズ真逆様ニ落チ岩角ニ足ヲ撲アテ、血サラト流レケレバ、カラト打笑ヒ戰場ニ馳向フニ先ズ血ヲ見ルコトノ吉ト云ケレバ、治部坊聞テ敵ノ血ヲ見テコソヨカルベキニ、御身ノ血ヲ見テ何条ヨカルベキト笑ヒケレバ、何トモアレ先ヅ血ヲ見タルコソ、潔ケレトツブヤ井テ、三尾瀬今ハ三百ヲ経テ松ガ瀬ヲ下ル時東天既ニ稍白ク人顔ホノク見ルバカリニナリケル処ニ、向ヲ見レバ誰ヤラン一人アワタダシク来ル者アリ。間近クナル程ニ是ヲ見レバ年頃牛馬ヲ販ヒテ川上ニ排廻スル三尾瀬村ノ何某ト云者ナリ。知ル人ナケレバ八蔵ヲ見テ御身何方エトテ向ヒ給フト問フ。八蔵答テ会ノ瀬ニテ今日ノ合戦ヲ見物セン為行キ候ハト云フニ、件ノ男ソレハ六日ノ菖蒲ニテ候。軍ハ昨日果テ玉置殿打負一族徒類皆散リ、ニ成リ候。戰場ニサルベキ物落チ散テ候ハ拾ハントテ宵ヨリマカリ候ガ、サセル得物モナクシテ只今販リ候ナリト答エケレバ、八蔵主徒興サメテ今ハ詮ナシトテ夫レヨリ急ギ返ス。父正久是ヲ聞テ大ニアサミカ、ル粗忽ノ者コソ覚エネ何事ヲカ仕出サン家ニハ叶フマジトテ不興シケレバ、八蔵ハ臍ヲ嚙ンデ兄樫谷次郎ガ許ニ暫ク忍デ居タリケル。カ、リケル程ニ光リ沈ミ響キ絶エ、玉置ノ余類思同ニ離散シテ或ハ山林ニ跡ヲ隠シ或ハ田家ニ身ヲ寄セテ己ガ様々ニ成リ行ケバ、永ク武門ノ跡絶エテ空シキ城蹟名ノミ残り緑草露深シテ如今麋鹿ノ苑ト成リ古柳疎槐風悲ンデ徒ラニ樵夫ノ薪ト碎カレヌ。盛者必衰ノ世ノ有様感慨スルモ猶ヲ余アリ。

湯玉軍談日高之卷 終

平成二十八年(二〇一六)年一月二日(土)

筆写畢